

第3期丹波市地域福祉計画

丹波市成年後見制度利用促進基本計画

丹波市子どもの貧困対策推進計画

丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

素案

令和3年□月

丹波市

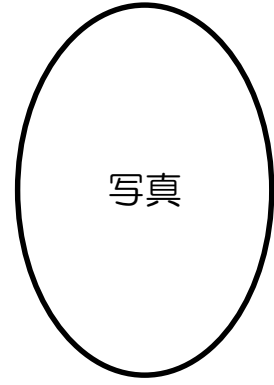
丹波市社会福祉協議会

丹波市長あいさつページ

写真

丹波市社会福祉協議会長

あいさつページ



写真

目 次

第1部 第3期丹波市地域福祉計画	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 計画策定の背景	7
1 地域福祉に関わる国・県の動向	7
2 本市における地域福祉を取り巻く状況（現状）	11
3 人口動態から見る本市の将来見込み	25
第3章 本市の地域福祉をめぐる課題認識	28
1 本市における人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応	28
2 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換	28
3 「我が事」による支えあいの仕組みづくり	29
4 自己決定が尊重され、尊厳が守られる地域づくり	29
5 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成	30
6 地域ぐるみで安全・安心なまちづくりの推進	31
第4章 計画の基本的な考え方	32
1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿	32
2 重要視点	33
3 地域福祉計画の施策体系	36
4 地域福祉に関する「圏域」の捉え方	38
第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開	39
重要視点1 地域を基盤とした多職種、多機関・連携強化	39
重要視点2 地域づくり	43
重要視点3 人権擁護	50
重要視点4 人づくり	52
重要視点5 公益活動	54
重要視点6 福祉基盤づくり	55
重要視点7 防災・減災	58
第6章 計画の推進にむけて	60
1 計画の推進体制	60
2 計画の進行管理	60

3	重点施策の評価指標	61
第2部	丹波市成年後見制度利用促進基本計画	63
第1章	計画の基本的な考え方	63
1	計画策定の背景と趣旨	63
2	計画の位置づけ	63
3	計画の期間	64
4	計画の策定体制	64
第2章	本市における成年後見をめぐる現状と課題	65
1	現状	65
2	課題	67
第3章	今後の取組み	68
1	取組みの方向性	68
2	計画の進行管理	71
第3部	丹波市子どもの貧困対策推進計画	72
第1章	計画の基本的な考え方	72
1	計画策定の背景と趣旨	72
2	計画の位置づけ	72
3	計画の期間	73
第2章	本市における子どもの貧困をめぐる現状と課題	74
1	現状	74
2	子どもの生活に関する実態調査	74
3	課題	77
第3章	今後の取組み	78
1	教育の支援	78
2	生活の支援	78
3	保護者に対する就労の支援	79
4	経済的支援	79
5	多分野が連携する包括的な支援	79
第4部	丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画	80
第1章	計画の基本的な考え方	80
1	計画策定の背景と趣旨	80
2	計画の位置づけ	80

3	社協計画の期間	80
4	社協計画の策定体制	80
第2章	これまでの取組みの成果と今後の課題	81
1	現行計画（第2次地域福祉活動促進計画）の成果と課題	81
2	丹波市社協が抱える問題点と課題	84
第3章	今後の取組み	87
1	行動目標	87
2	取組みについての考え方	88
3	行動目標がめざす姿	94
4	計画の進行管理	94
資料編		95
1	諮問書	95
2	答申書	96
3	丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例	97
4	丹波市地域福祉計画推進協議会 委員名簿	99

第1部 第3期丹波市地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 2025年問題と2040年問題

人口減少と少子高齢化の進展は、社会全体のあり方に大きな変化をもたらし、社会保障分野においても「2025年問題」及び「2040年問題」として認識されています。

まず「2025年問題」とは、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり超高齢社会が進行することによって生じる問題です。社会保障の需要増大に対応するための人材・費用・施設の量的確保が難しくなるとともに、認知症高齢者の増大、高齢者が高齢者を介護する「老々介護」が現実の問題となり、単独世帯の増加に伴う「孤立化」など、ニーズの質変化に対応していく必要があります。

次に「2040年問題」とは、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となる時期を迎え、高齢者数がピークに達するとともに、現役世代が急減していくために生じる問題です。すなわち、全国平均で2000年（平成12年）には1人の高齢者を現役世代4人で支えていましたが、2015年（平成27年）には2.3人、2040年（令和22年）には1.5人で支える見込みとなり、支え手である現役世代が大幅に減少していきます。このため、社会保障制度の持続性を高めるための改革が必要不可欠となってきます。

(2) 本市の人口減少と少子高齢化の状況

本市の合計特殊出生率は、全国平均よりも高いものの、若年人口を中心とした人口の社会減等により、今後も人口減少が続くとともに、人口構造の逆ピラミッド化（つぼ型）が進行します。特に人口構造の変化は全国平均よりも概ね15年程度先行しており、本市では2025年問題だけでなく2040年問題を視野に入れて対応していく必要があり、現役世代の減少への対応や後継者の育成・確保の取組みが喫緊の課題となっています。

区 分	丹波市		全国	
	2010年	2025年	2025年	2040年
高齢者比率	29%	36%	30%	35%
後期高齢者比率	16%	25%	18%	20%
生産年齢人口比率	57%	53%	59%	54%
生産年齢人口／高齢者数	2.0	1.4	1.9	1.5

※2025年の本市の見込み数値が、2040年の全国平均とほぼ同数値となる。（15年先行）

(3) 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現

2025年問題や2040年問題に対応するため、全国的に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みが進んでいます。後期高齢者の増加に比例して要支援者も増加することから、医療機関や介護・福祉施設の対応だけでは十分でなく、重度な要介護状態になっても、出来る限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目的として、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を包括的に確保できる体制を整備しようとするものです。

そして、地域に存在する限られた資源を有機的に連携することを前提として、相互に支えあう意味の「共助」を、年金や介護保険等の制度的に費用負担が裏づけられていない自主的な取組みを新たに「互助¹」という区分に位置づけ、公助・共助の有限性を踏まえ、自助・互助[※]・共助・公助の再編によるベスト・ミックス（最適組み合わせ）を図っていく必要があります。

また、地域の福祉課題は高齢者問題に留まらず、地域コミュニティの変容による住民同士の関係性の希薄化を背景とした子育ての孤立化や児童虐待、ひきこもりの増加や8050問題、介護と育児を同時に抱えるダブルケア、市内で生活する外国の方との多文化共生社会の形成など、様々な課題が複合化、複雑化また多様化しています。さらに、人生100年時代を迎え、介護・福祉の問題が一部の人の問題に留まらず、全ての人に関わる問題となっています。

このため、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが必要となっており、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、また地域をともに創っていく「地域共生社会」が新たな福祉理念として示されています。

そして、「地域包括ケアシステム」の構築にかかる取組みは、単に高齢者問題だけでなく、こうした生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが、地域において自立した生活を送ることができる包括的な支援体制としても有効であるとされており、「地域共生社会」を実現するシステム・仕組みとして位置づけられています。

令和2年(2020年)のコロナ禍では外出を控え人と会う機会が減り、人と人との繋がり大切さが再認識されており、地域福祉活動も新しい生活様式を取り入れて実践していく必要があります。

(4) 本市における地域福祉の推進

「地域共生社会」を実現するためには、地域福祉の推進が必要不可欠です。本市では、平成27年(2015年)11月に市の「地域福祉計画」と丹波市社会福祉協議会(以下「丹波市社協」という。)の「地域福祉推進計画」を一体的に「丹波市地域福祉活動促進計画」として策定し、地域福祉を推進するための仕組みづくりと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図ってきました。そして、その計画の中で、地

¹ 互助：家族・近隣・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性や地域での繋がりを持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。相互に支えあっているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

域福祉を「市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ・生活課題を地域内で共有し、その解決を図るために多様な担い手（市民・地域団体、事業者、行政など）が相互に連携、協力し、みんなで支える地域社会をめざす取組み」と定め、その推進に努めてきたところです。

本市では、都市部に比べて地縁的な関係性が現在も地域に残っており、令和元年度(2019年度)の県民意識調査結果によると、地域活動に対する参加率が75%と高く、また「いきいき百歳体操」による介護予防運動と居場所づくりが市内に150カ所を超えて設置されるなど、地域福祉の活動が市域全体に広がりをみせています。今回、この計画の期間が令和2年度(2020年度)で満了するため、新たな計画を策定する必要が生じています。

ついては、地域福祉の活動を推進し「地域共生社会」を実現するため、「第3期丹波市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しようとするものです。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として、同法第107条に規定されている市の行政計画です。

この計画については、平成30年(2018年)4月1日に施行された改正社会福祉法において、その策定がこれまで「任意」とされていたものを「努力義務」に改正されるとともに、高齢・障がい者・児童その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられました。

また、同法106条の3において、市町村は、次の3項目の事業を実施すること等により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に努めることとされています。

- ① 住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくり
- ② 様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備
- ③ 相談機関の協働、ネットワーク体制の整備

（2）本市の他計画との関係

本市は、令和元年(2019年)11月に「丹波市まちづくりビジョン²」を策定し、令和2年(2020年)3月には「第2次丹波市総合計画（後期基本計画）」を定めています。

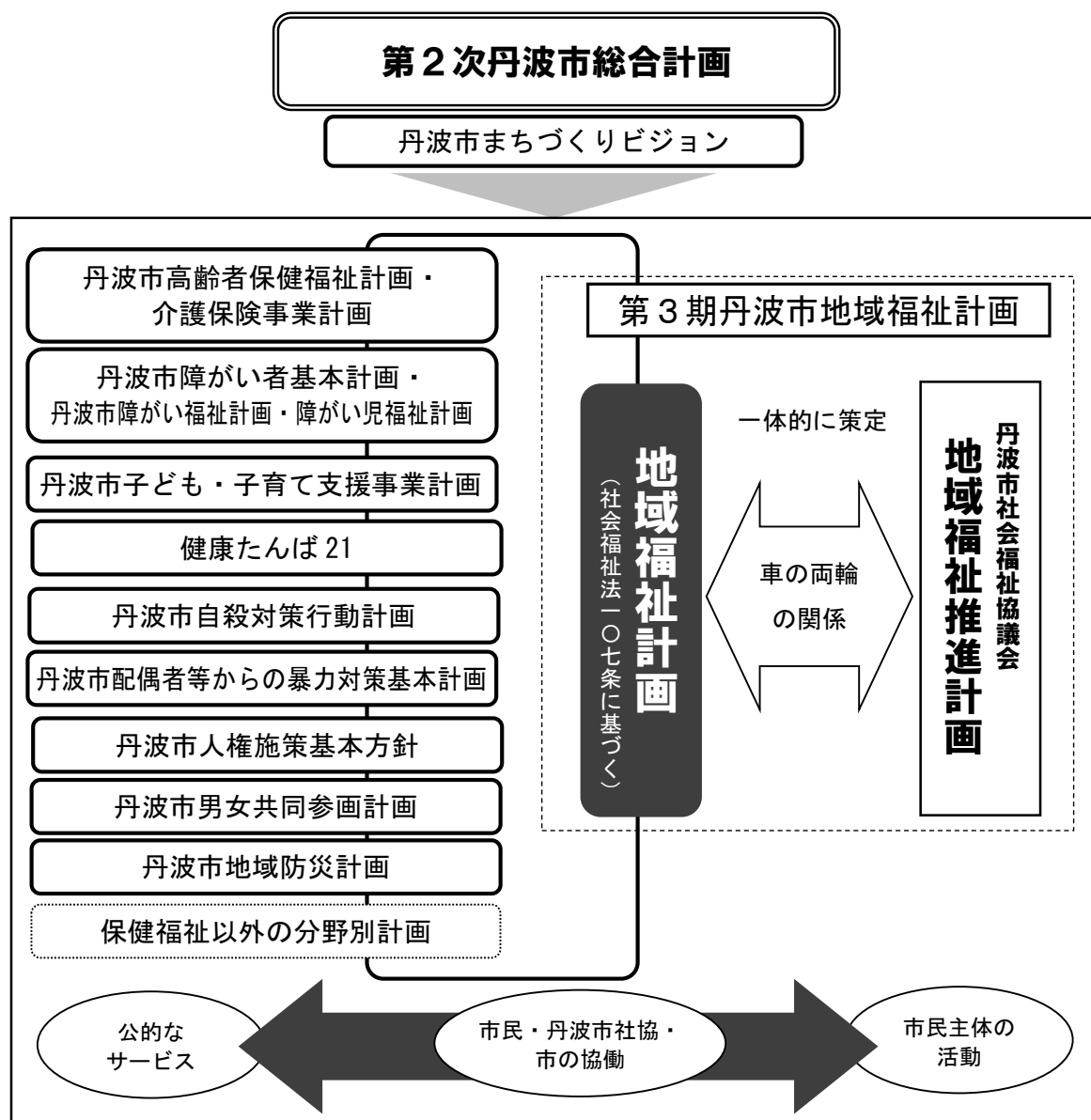
本計画は、第2次丹波市総合計画で定められた地域福祉にかかる施策目標を計画的に推進するためのものです。併せて、福祉分野の総合的な基本計画の性格を有しており、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たんば21等の部門別計画における理念や仕組みと整合性を図りながら、横断的につなぐ計画となって

² 丹波市まちづくりビジョン：2035年頃の本市の『都市機能や機能配置などのあり方を示した都市構造』とその時の『丹波市民の暮らしの姿』を描いた未来予想。

います。さらに、部門別の計画では網羅できない課題についても、本計画で取り組みを進め、行政と地域住民の力で解決をめざします。そして、地域防災計画、男女共同参画計画、生涯学習基本計画、交通バリアフリー基本構想など、防災、交通、教育、消費生活等の他分野の計画・施策とも調和を図り連携しつつ、個別施策を実施していきます。

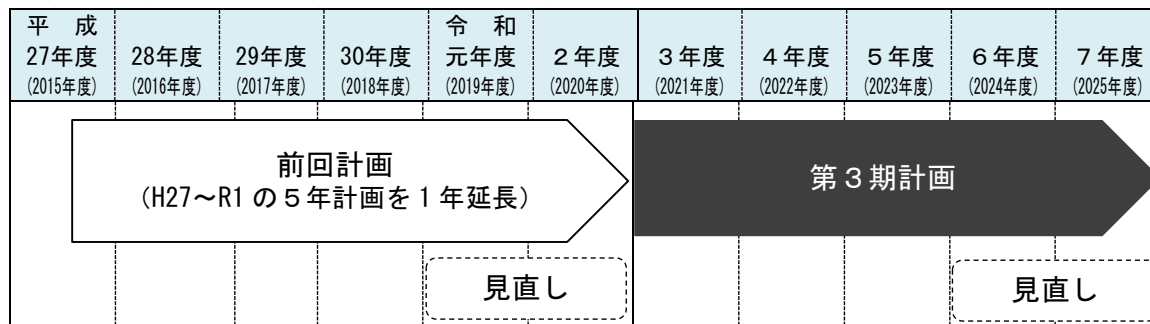
また、本計画の実行にあたっては、丹波市社協が策定する地域福祉推進計画との連携が欠かせません。地域福祉推進計画は、地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす丹波市社協の行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあるため、前回の計画に引き続き、内容を共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。(3年ごとに時点修正)



4 計画の策定体制

(1) 丹波市地域福祉計画推進協議会での検討・協議

計画の策定にあたり、学識経験者や市民等、18名の委員で構成される「丹波市地域福祉推進計画推進協議会」において計画策定に関して審議しました。

また、同協議会に3つの専門部会を設置し、地域福祉に関する現状分析や取り組むべき施策、計画素案の検討を重ねました。

- ・丹波市地域福祉推進協議会 6回
- ・地域包括ケアシステム部会 5回
- ・虐待対策・権利擁護支援部会 4回
- ・地域福祉推進部会 4回

(2) 「丹波市の地域福祉に関するアンケート調査」の実施

市民の暮らしの課題や地域福祉活動の現状等を把握するため、令和元年(2019年)11月から12月にかけて、市内18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)を対象にアンケート調査(有効回答率 41.8% n:1,254人)を行い、その調査結果を踏まえて今後、進むべき施策の視点や方向性等を検討しました。

(3) 自治協議会に対する意識調査の実施

地域福祉を推進する基本的な圏域となる「地区(小学校区)」における地域の特性(強みや弱み等)や課題等を把握するため、市内25の自治協議会(以下「自治協」という。)の会長及び推進員等を対象に聞き取りによる意識調査を令和2年(2020年)5月に行いました。

(4) 関係団体に対するヒアリング調査の実施

地域福祉に関する団体（民生委員児童委員連合会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、ボランティア協会、子育て支援連絡会等）の現状、課題及びニーズ等を把握するため、令和2年(2020年)6月から7月にかけて聞き取り調査を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画に対する意見を募るため、令和2年(2020年)12月25日から令和3年(2021年)1月25日までパブリックコメントを実施しました。

実施方法は、ホームページへの掲載や市内公共施設8カ所に計画素案を配置し、市民等の意見を募集しました。また、丹波市市民活動支援センターにおいて『「第3期丹波市地域福祉計画(案)」ほか2計画案を読んで、話し合って、市民意見を伝えよう』と題したパブコメミーティングを開催し、13人(うち3人はリモート参加)の市民が参加し計画案について議論しました。

上記の取組みにより、7人の市民から計画素案に対する意見の提出があり、それら意見に対する市の考え方等を、市ホームページを通じて公表しました。

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉に関わる国・県の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

また、ひとり暮らし高齢者が増えているほか、生活支援を必要とする高齢者の増加などを背景に、平成27年(2015年)4月の介護保険法の改正では、多様な主体が提供する様々な生活支援活動や介護予防サービスが利用できるような「地域づくり」が必要であることが示されました。その実現に向けて、「地域支えあい推進員」を配置し、地域資源のネットワーク化や開発などを行うことや、元気な高齢者を生活支援の担い手として位置づけ、社会参加を促すことなどが示されています。

(2) 生活困窮者自立支援制度をベースとした幅広い支援

失業や疾病の罹患など、突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受け経済的に困窮する人が増加し、深刻な生活困窮状態に陥ってしまったりする人たちの増加が見受けられます。

このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年(2013年)12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、市民が「相互に支えあう」地域づくりをめざすこととしています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

国は、平成27年(2015年)9月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築をめざす内容を盛り込んだ「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することをめざす「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することをめざす「生活困窮者自立支援制度」の取組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年(2016年)6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすこととされました。

平成29年(2017年)2月には、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるとともに、今後の実現に向けた工程が示されました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般を含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支え、支えられる関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

その後、令和2年(2020年)6月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。この改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

■地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
② 市町村の地域支援事業における関連データの活用等の努力義務を規定する。
③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

（５）成年後見制度の利用促進に向けた取組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

（６）子どもの貧困対策

平成25年(2013年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組みが進められています。

令和元年(2019年)6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

この改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、新たな子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。

（７）兵庫県の取組み

兵庫県では、平成31年(2019年)3月に、「兵庫県地域福祉支援計画（第4期）」が策定されました。

この計画は、「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標に、年齢、性別、障がいの有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重しあい支えあう社会づくりをめざすこととされ、「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の視点」、「リスクマネジメント（生活・福祉課題の発生予防・対処）の視点」、「コミュニティづくりの視点」に基づいて施策を推進することとしています。

また、この計画では、「各市町が地域の実情に応じた圏域（エリア）設計を行い、各圏域に地域住民や関係機関が参画・協働するネットワークを構築していくこと」をはじめ、「高齢・障がい、社会的孤立や制度の狭間にある課題など分野ごとに充実が図られてきた各種制度に横串を刺し、分野を超えた横断的な支援の体制づくりを進めていくこと」、「コミュニティワーカー等福祉専門職の育成や増加する介護ニーズ等に対応するための福祉・介護人材確保対策を着実に進めること」、「公民協働により市民が主体となった地域づくり活動を活性化すること」などに関する具体的な推進方策が定められています。

コラム 地域包括ケアシステムの5つの構成要素と4つの「助」

〔地域包括ケアシステムの植木鉢〕

この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの要素（「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。

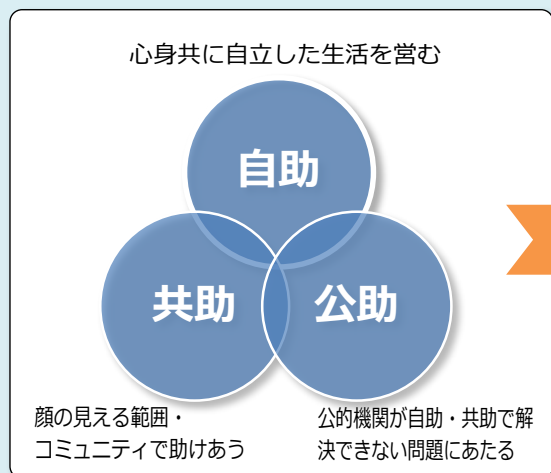
本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描かれています。介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援する姿です。



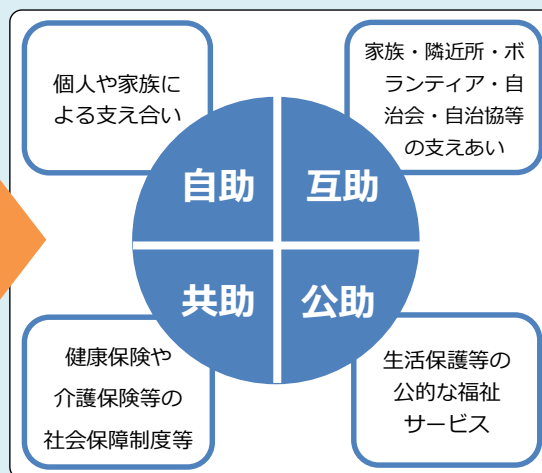
出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

〔3つの「助」から4つの「助」へ〕

【これまで】



【これから】



2 本市における地域福祉を取り巻く状況（現状）

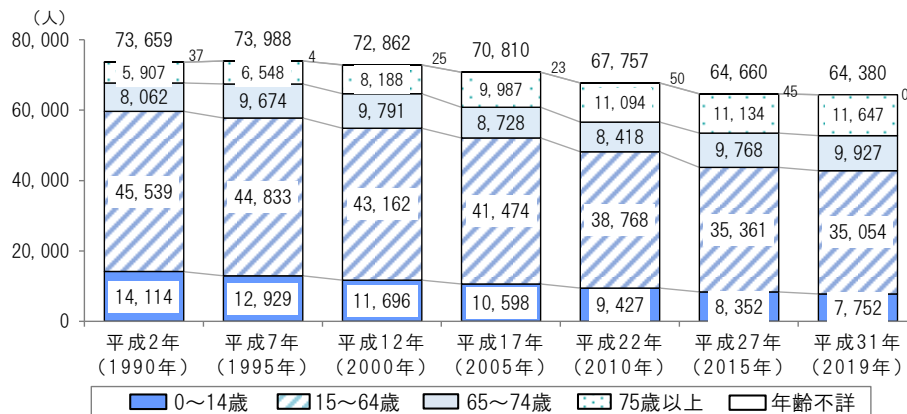
（1）人口・世帯の状況

① 人口の推移

本市の人口は平成31年(2019年)で64,380人となっており、年々減少しています。

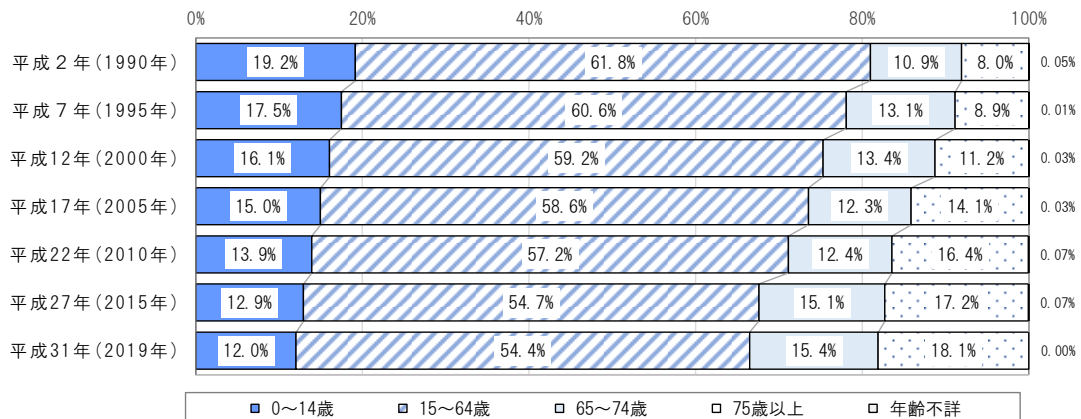
年齢4区分別人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合が減少する一方で、65歳～74歳と75歳以上の高齢者の割合が年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



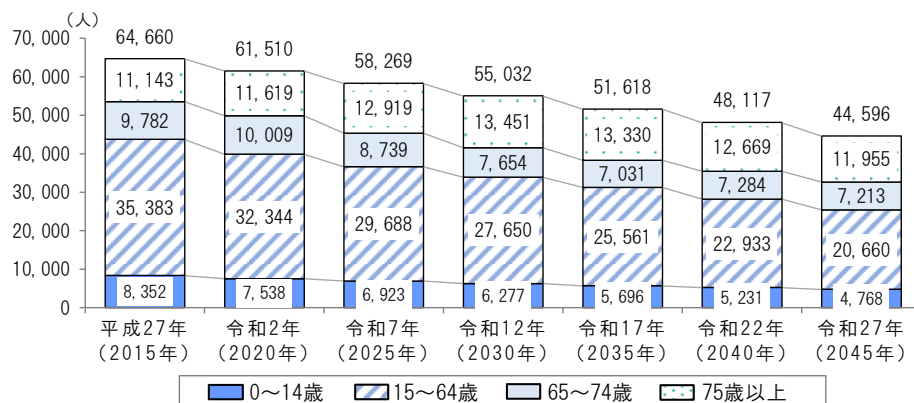
資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

■年齢4区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

【参考】人口推計



資料：『日本の地域別将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所 平成30（2018）年推計）

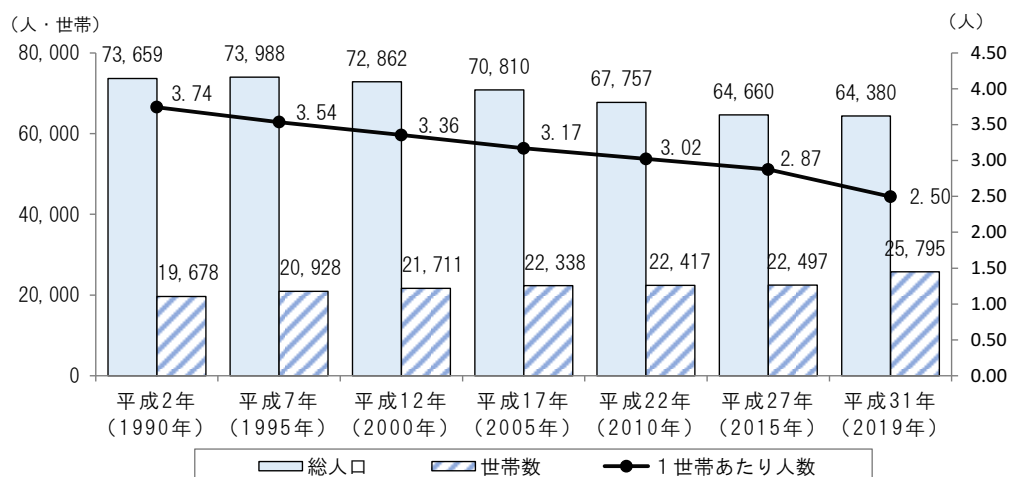
② 世帯の推移

世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、平成31年(2019年)は25,795世帯、1世帯あたりの人数は2.50人となっています。

世帯の構成状況をみると、単身世帯が平成27年(2015年)は22.7%となっており、そのうち65歳以上の高齢単身世帯は11.4%となっています。高齢夫婦世帯は12.4%で、高齢単身世帯と合わせると23.8%となっています。

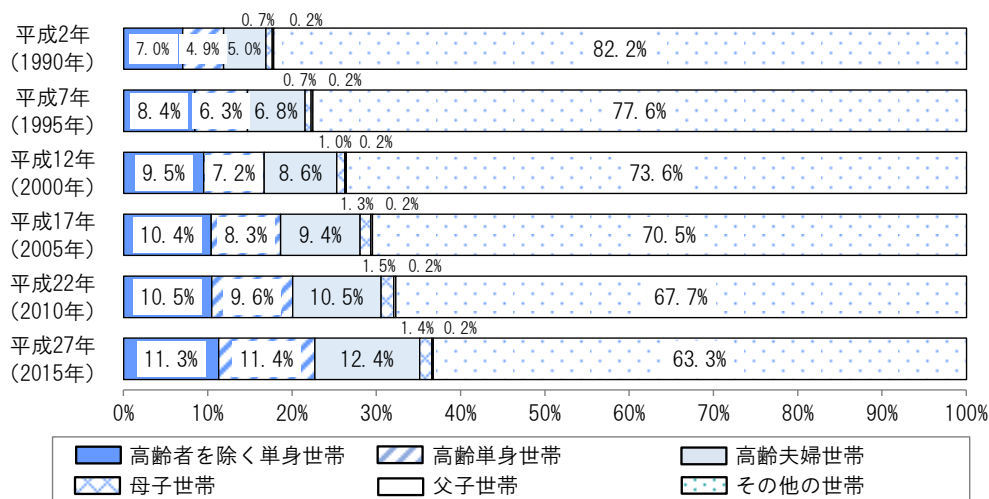
母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.6%となっています。

■人口・世帯数、1世帯あたりの人数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

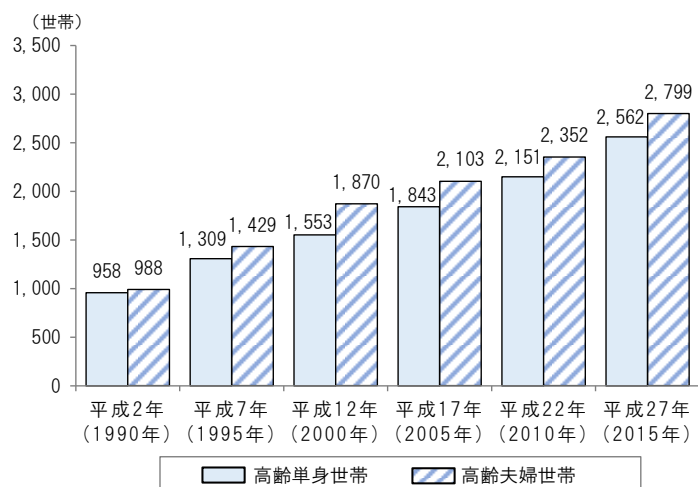
■世帯構成の状況



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢単身世帯・夫婦世帯

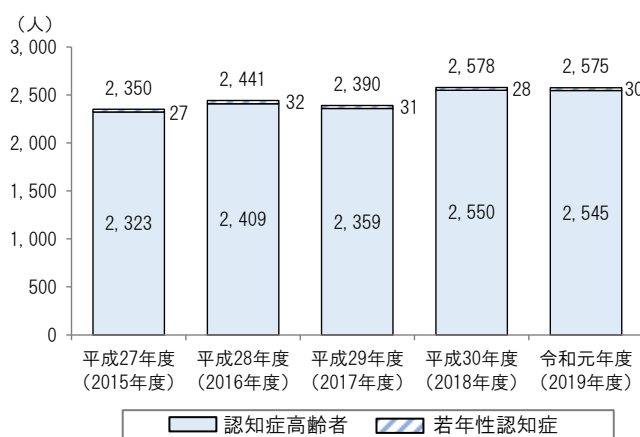


平成27年(2015年)の高齢単身世帯は2,562世帯、高齢夫婦世帯は2,799世帯となっています。

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに年々増加しています。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

② 認知症のある人

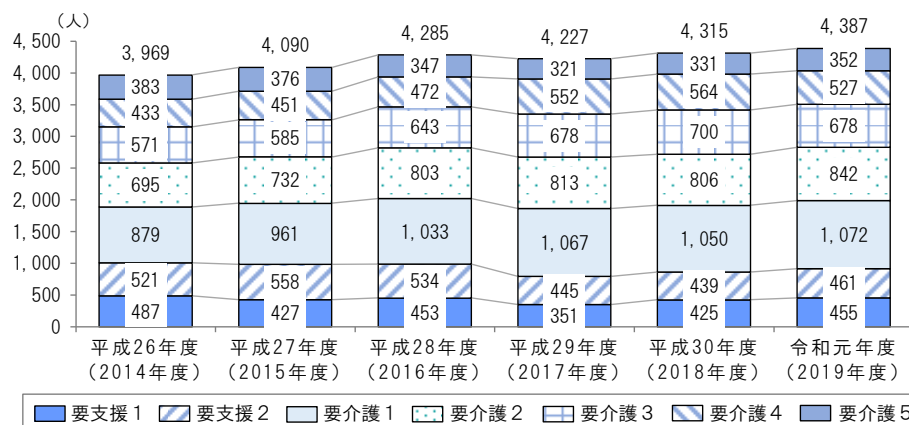


認知症のある人の状況は、令和元年度(2019年度)で認知症高齢者が2,545人、若年性認知症は30人、計2,575人となっており、平成27年度(2015年度)より225人増加しています。

資料：介護保険課（各年度末時点）

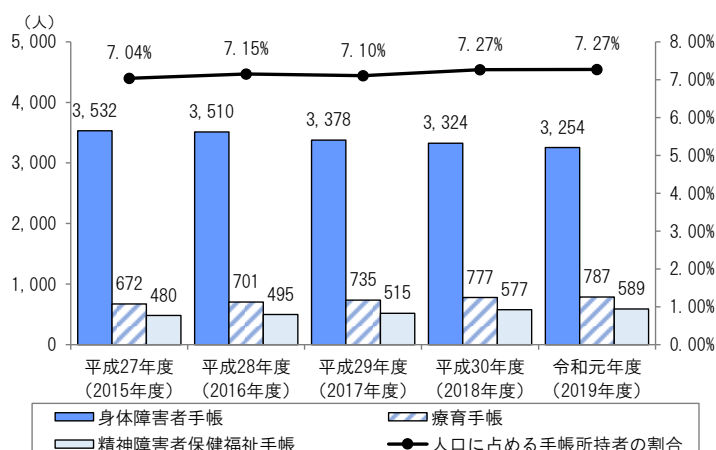
③ 要介護認定者

要介護認定者数は年々増加傾向にあります。いずれの年度も要介護1が最も多く、令和元年度は平成26年度(2014年度)の1.22倍となっています。



資料：介護保険課（各年度末時点）

④ 障害者手帳所持者

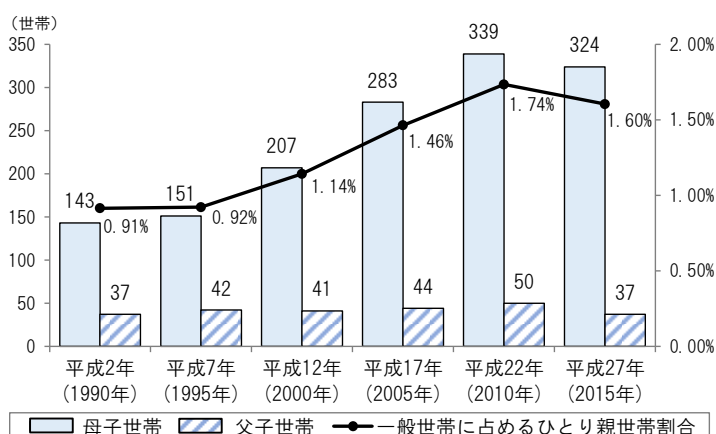


資料：障がい福祉課（各年度末時点）

障害者手帳所持者数の中では、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

人口に占める障害者手帳所持者の割合は、7%台で推移しています。

⑤ ひとり親世帯

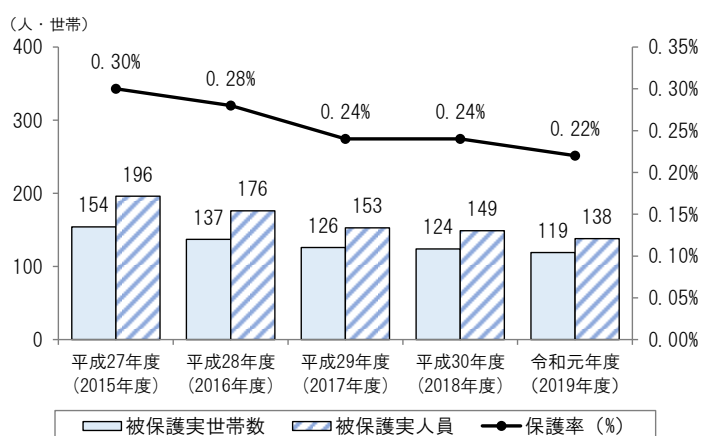


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の母子世帯は324世帯、父子世帯は37世帯となっています。

ひとり親世帯は増加傾向にありましたが、平成27年(2015年)は、平成22年(2010年)より減少しています。

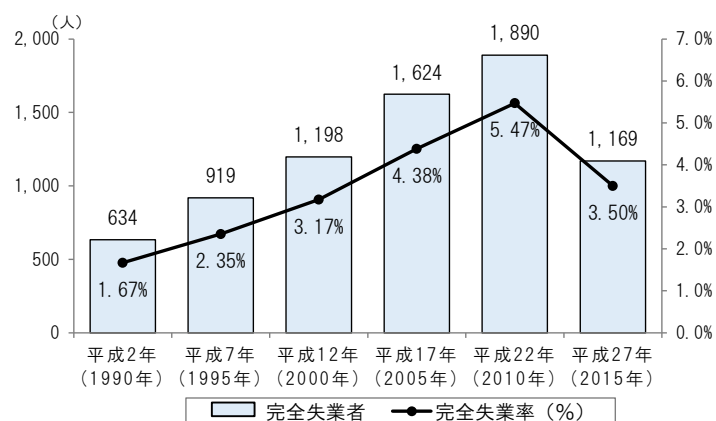
⑥ 生活保護世帯



生活保護を受給する世帯や人員は、減少傾向にあり、令和元年度(2019年度)の月平均受給数は119世帯、138人でした。保護率も減少傾向にあります。

資料：自立支援課（各年度末時点）

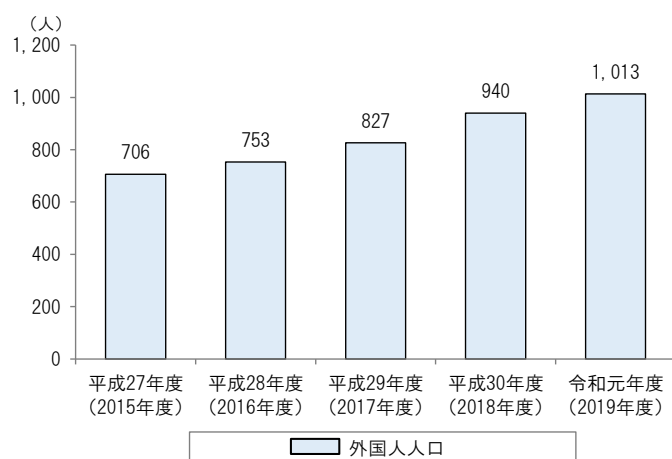
⑦ 完全失業者



平成22年度までは完全失業者数・失業率は増加傾向でしたが、平成27年(2015年)の完全失業者数は1,169人、完全失業率は3.50%と減少しました。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

⑧ 外国人

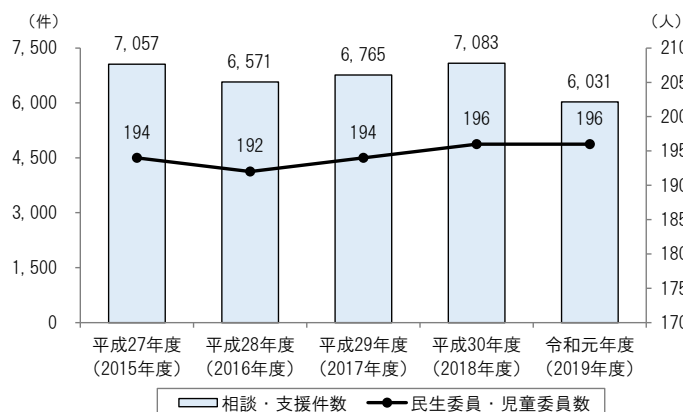


市内在住の外国人は、年々増加しており、令和元年度(2019年度)には1,013人となっています。

資料：市民課（各年度末時点）

(3) 地域活動の状況

① 民生委員・児童委員の活動状況

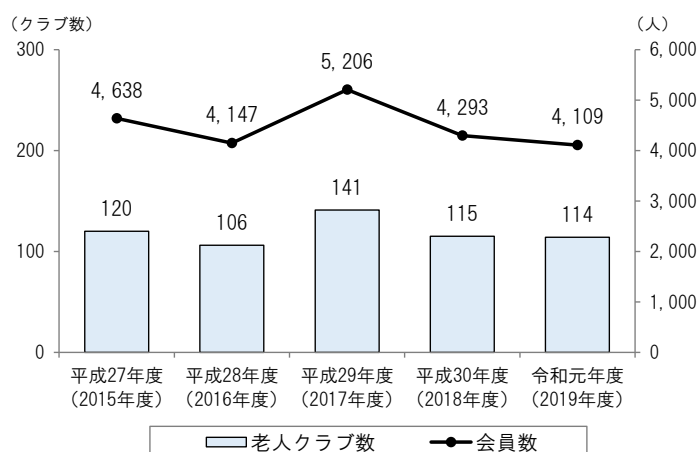


民生委員・児童委員の活動状況については、相談・支援件数は平成29年度(2017年度)以降上昇傾向にありましたが、令和元年度(2019年度)は6,031件と前年度より1,052件減少しています。民生委員・児童委員数は、令和元年度(2019年度)末現在は196人欠員なしとなっています。(令和元年12月一斉改選)

資料：

相談・支援件数：社会福祉課（各年度末現在）、民生委員・児童委員数：平成30年度(2018年度)までは兵庫県「社会福祉統計年報」（各年度末現在）、令和元年度(2019年度)は社会福祉課（令和2年(2020年4月1日現在）

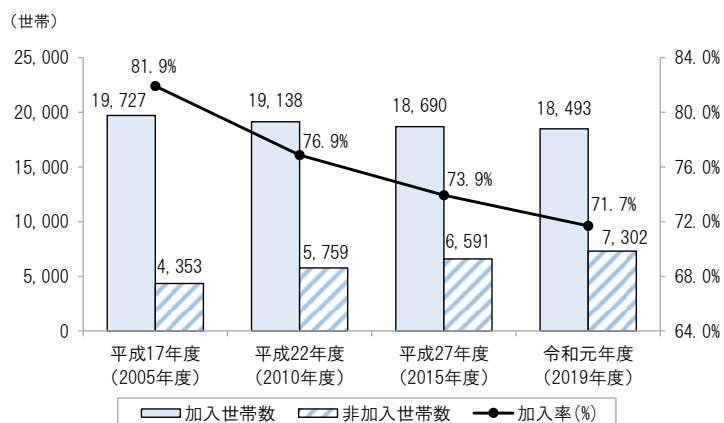
② 老人クラブの状況



本市の老人クラブ数、会員数は、平成29年度(2017年度)に増加しましたが、平成30年度(2018年度)以降再び減少し、令和元年度(2019年度)は老人クラブ数が114クラブ、会員数が4,109人となっています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 自治会の状況

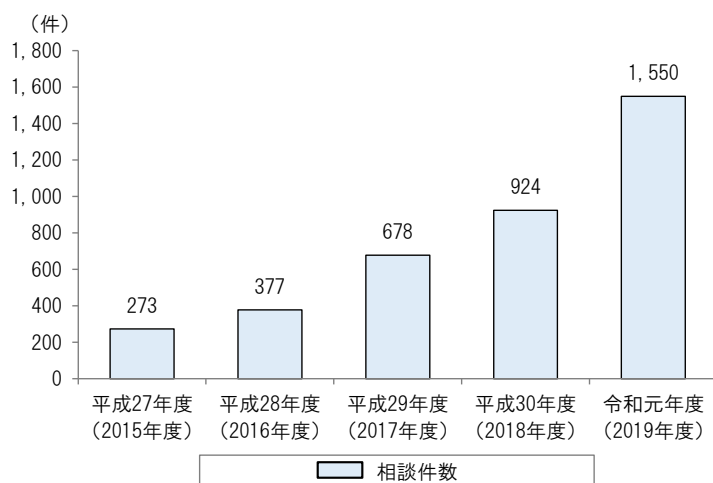


自治会への加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、令和元年度(2019年度)で加入世帯数は18,493世帯、加入率は71.7%となっています。

資料：市民活動課（各年度末現在）

(4) 暮らしや虐待に関する相談・申立の状況

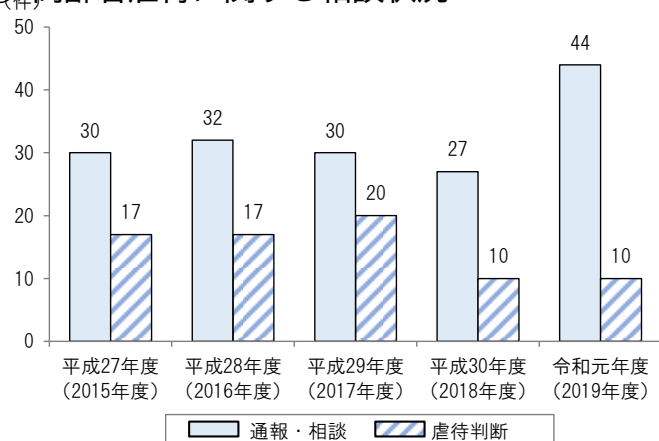
① 高齢者に関する相談状況



資料：介護保険課（各年度末現在）

地域包括支援センターでの総合相談における高齢者に関する相談件数は年々増加しており、令和元年度(2019年度)は1,550件と前年度から68%増となっています。

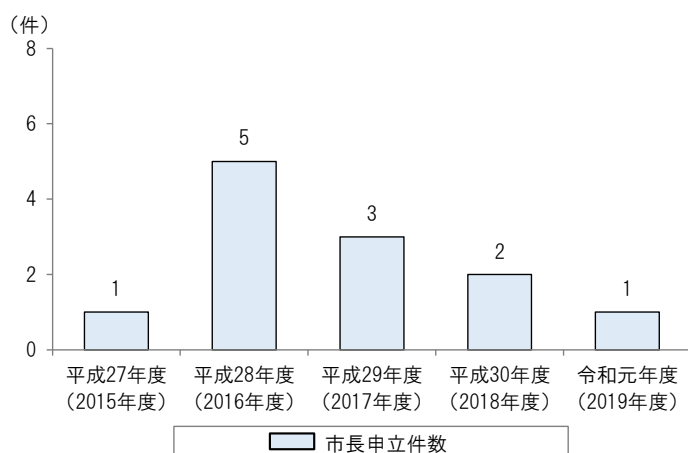
② 高齢者虐待に関する相談状況



資料：介護保険課（各年度末現在）

高齢者虐待に関する相談件数のうち、通報・相談件数は、令和元年度(2019年度)は44件で前年度から63%増となっています。そのうち虐待と判断された件数は10件となっています。

③ 成年後見制度の市長申立件数

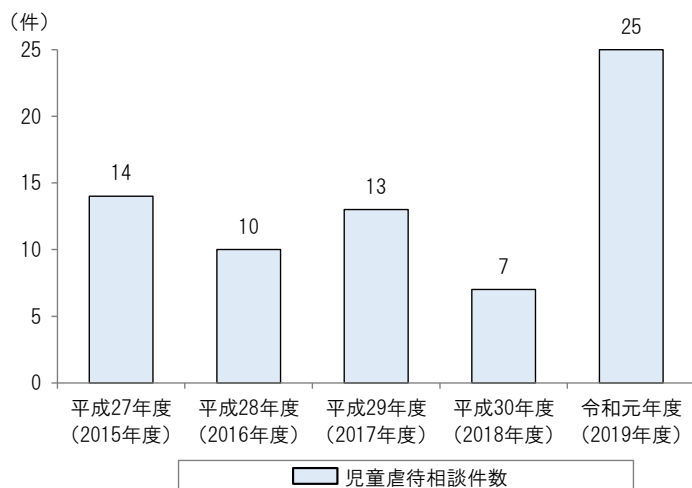


資料：介護保険課（各年度末現在）

高齢者の成年後見制度の市長申立³件数は、平成27年度から各年度1件以上の申し立てがあります。

³ 市長申立：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てすることができます。

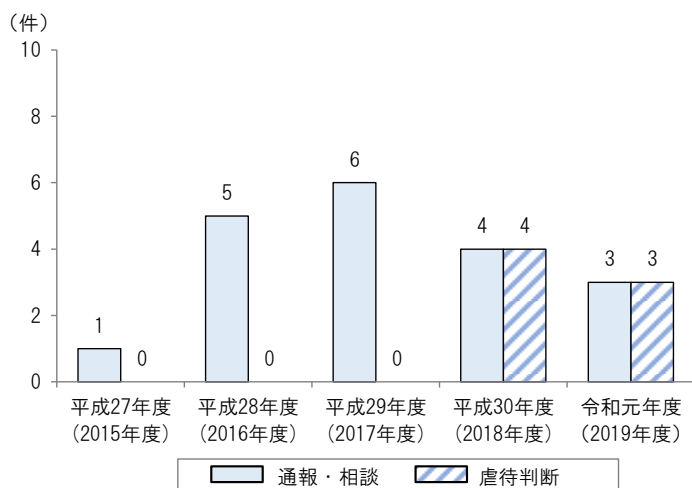
④ 児童虐待に関する相談件数



資料：自立支援課（各年度末現在）

児童虐待に関する相談件数は、令和元年度(2019年度)は25件で、平成30年度(2018年度)より18件増加しています。

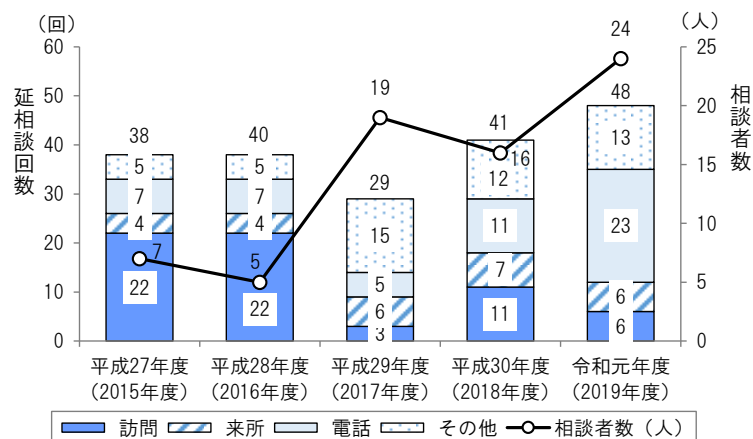
⑤ 障がいのある人に対する虐待に関する相談件数



資料：障がい福祉課（各年度末現在）

障がいのある人に対する虐待に関する通報・相談件数は横ばいで推移しており、通報・相談件数は令和元年度(2019年度)で3件、そのうち虐待と判断された件数も3件となっています。

⑥ DVに関する相談者数



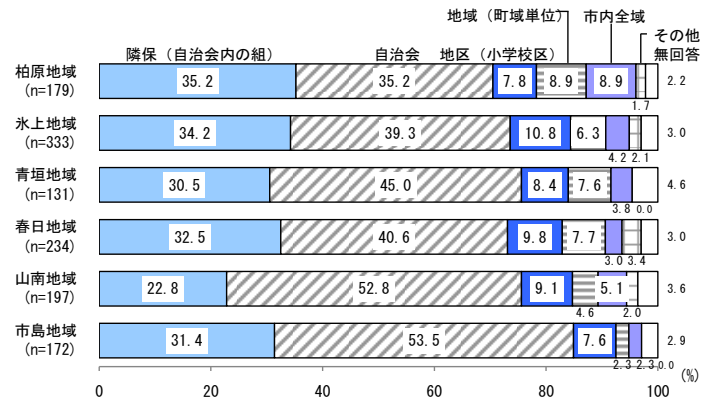
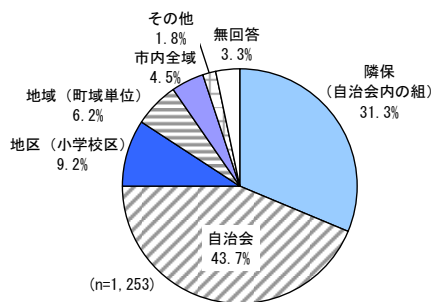
資料：自立支援課（各年度末現在）

平成30年度(2018年度)は、前年度より減少し16人となりましたが、令和元年度(2019年度)は24人に増加しています。

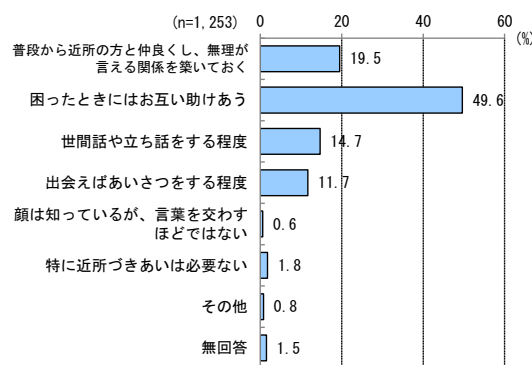
延べ相談回数は令和元年度(2019年度)では合計48回で、前年度より増加しています。

(5) 地域福祉に関するアンケート調査結果（主なもの）

① 住民が助けあえる地域の範囲（問13）

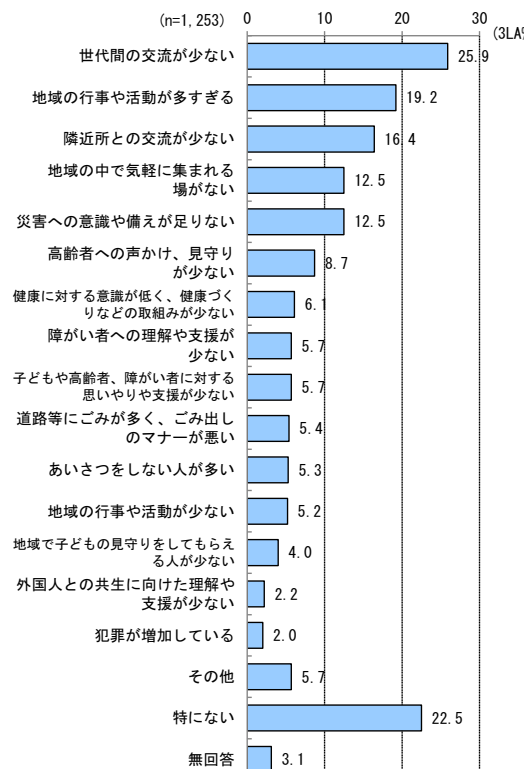


② 理想的な近所づきあいの程度（問15）



		(上段：回答者数 下段：%)									
	n	理普が言える近所の方と仲良くし、困ったときにはお互い助けあう	世間話や立ち話をする程度	出会えばあいさつをする程度	顔は知っているが、言葉を交わすほどではない	特に近所づきあいは必要ない	その他	無回答			
		無									
18・19歳	17	3	3	3	7	-	-	-	1	5.9	3
20歳代	91	10	37	16	20	-	5	-	3	3.3	3
30歳代	139	9	67	23	30	3	4	1	2	1.4	2
40歳代	161	16	87	23	24	1	6	2	2	1.2	2
50歳代	246	42	128	46	24	-	4	1	1	0.4	1
60歳代	257	57	146	31	20	-	1	1	1	0.4	1
70歳以上	320	107	140	40	19	3	2	1	8	2.5	8

③ 居住地域の状況や課題（問16）

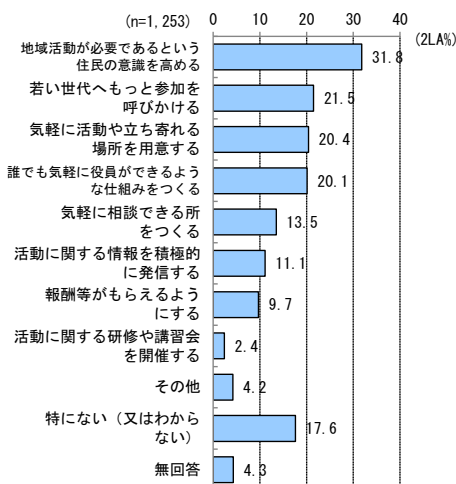


		(上段：回答者数 下段：%)									
	n	が多い	ない	少ない	地域での交流が少ない	多すぎる	まれ	が少	見守り	障	
		多い	ない	少ない	地域での交流が少ない	多すぎる	まれ	が少	見守り	障	
柏原地域	179	9	38	41	10	21	28	6	15	7	
氷上地域	333	29	66	82	26	54	46	12	34	22	
青垣地域	131	5	14	47	7	16	19	3	13	7	
春日地域	234	9	32	62	5	66	27	9	18	15	
山南地域	197	9	20	52	6	39	24	12	14	12	
市島地域	172	5	35	40	12	39	13	8	15	9	

		(上段：回答者数 下段：%)									
	n	やが子ど	ど低健	犯罪	が災	ナク道	なけ外	そ	特	無	
		やが子ど	ど低健	犯罪	が災	ナク道	なけ外	そ	特	無	
柏原地域	14	7	1	15	10	2	6	56	4		
氷上地域	17	23	13	43	29	9	12	65	10		
青垣地域	5	6	3	12	8	2	3	19	3		
春日地域	11	10	5	29	10	2	17	49	8		
山南地域	17	14	2	28	10	9	16	43	5		
市島地域	9	13	3	24	5	4	14	41	1		

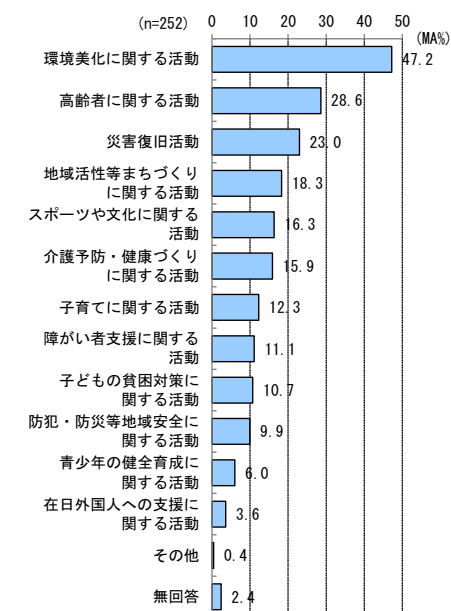
活動内容	割合 (%)
災害時の手助け	25.7
声かけや安否確認	13.8
話し相手や相談相手	11.5
防犯活動・交通安全活動	11.0
力仕事の手伝い	7.2
外出の付き添いや送迎	2.5
子どもの預かりや保育園等への送迎	2.1
子どものスポーツや勉強、遊びの相手	1.9
自宅等での短時間の付き添い（見守り）	1.5
家事の手伝い	0.5
その他	2.1
特にない	49.3
無回答	4.4

⑤ 地域活動の輪をさらに広げるために特に必要なこと（問 22）



(上段：回答者数											下段：%)			
	n	住域 地域の 意識を 高める という	気軽に 相談で きる所 をつくる	気軽に 活動や 立ち寄 れる場 所	報酬等 がもら えるよ うにし る	開催に 関する 研修や 講習会 を	活動に 関する 情報や 積極的 に	発信す る	活動に 関する 情報や 積極的 に	若い世 代へも っと参 加を呼 び	誰でも 気軽に 役員が できる よ	その他	特にな い（又 はわか らない	無回 答
柏原地域	179 100.0	51 28.5	23 12.8	37 20.7	12 6.7	4 2.2	18 10.1	37 20.7	30 16.8	7 3.9	50 27.9	6 3.4		
水上地域	333 100.0	107 32.1	43 12.9	71 21.3	29 8.7	10 3.0	44 13.2	79 23.7	69 20.7	9 2.7	55 16.5	16 4.8		
青垣地域	131 100.0	55 42.0	11 8.4	23 15.3	21 16.0	2 1.5	14 10.7	30 22.9	33 25.2	4 3.1	13 9.9	8 6.1		
春日地域	234 100.0	71 30.3	34 14.5	56 23.9	20 8.5	5 2.1	18 7.7	46 19.7	49 20.9	12 5.1	44 18.8	8 3.4		
山南地域	197 100.0	59 29.9	35 17.8	42 21.3	20 10.2	4 2.0	25 12.7	44 22.3	27 13.7	12 6.1	27 13.7	9 4.6		
市島地域	172 100.0	55 32.0	23 13.4	30 17.4	18 10.5	5 2.9	19 11.0	34 19.8	43 25.0	8 4.7	29 16.9	4 2.3		

⑥ 参加したいボランティア活動（問 23-3）

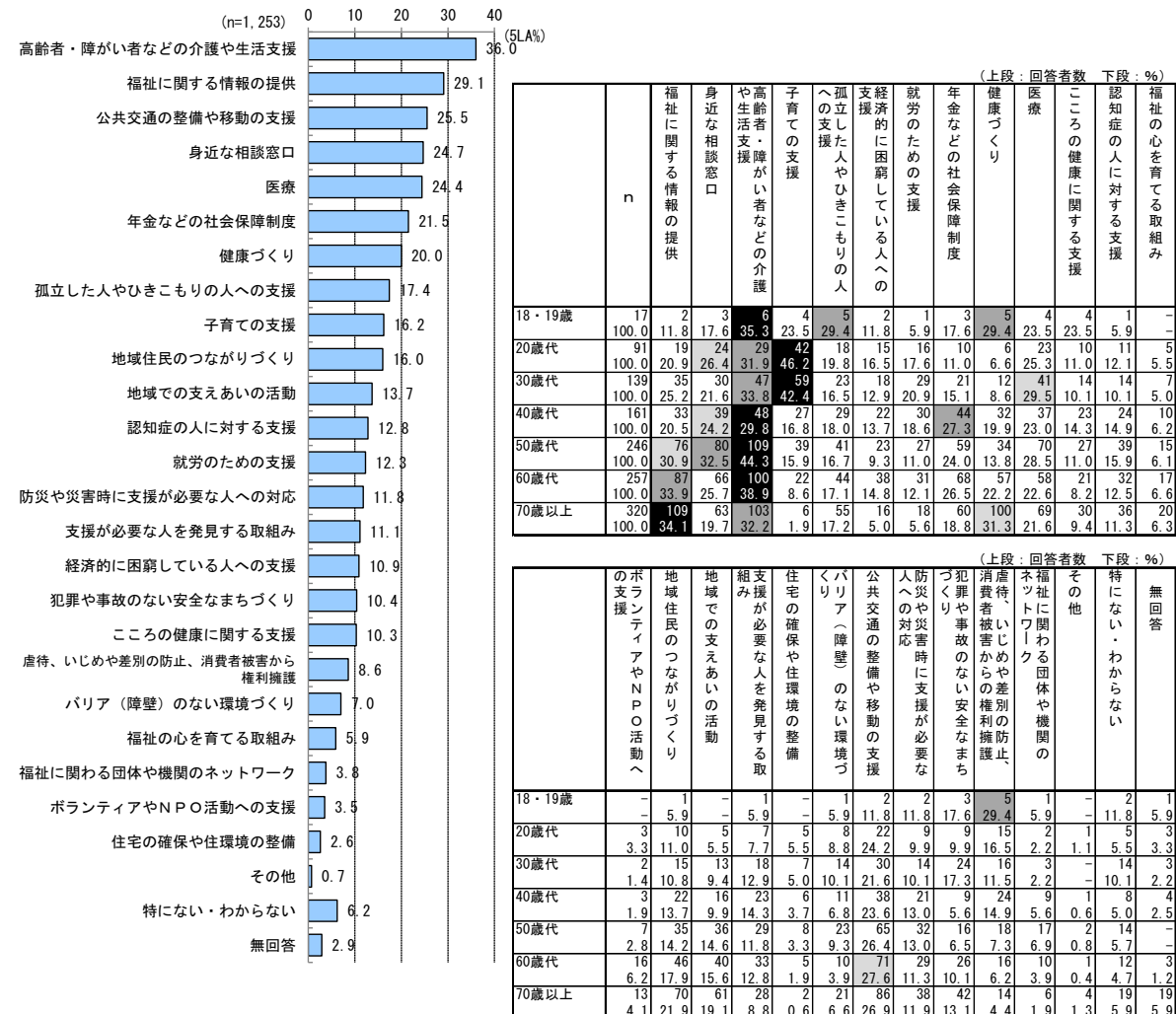


(上段：回答者数 下段：%)															
	n	環境美化に関する活動	高齢者に関する活動	地域活性等まちづくりに関する活動	スポーツや文化に関する活動	子育てに関する活動	防犯・防災等地域安全に関する活動	災害復旧活動	介護予防・健康づくりに関する活動	障がい者支援に関する活動	青少年の健全育成に関する活動	子ども・若者の貧困対策に関する活動	在日外国人への支援に関する活動	その他	無回答
18・19歳	3 100.0	3 100.0		1 33.3		1 33.3		2 66.7							-
20歳代	15 100.0	7 46.7	2 13.3	6 40.0	4 26.7	5 33.3	2 13.3	7 46.7	1 6.7	1 6.7	2 13.3	5 33.3			-
30歳代	34 100.0	10 29.4	6 17.6	4 11.8	14 41.7	7 20.6	7 20.6	5 14.7	8 23.5	7 20.6	4 11.8	3 8.8	2 5.9		-
40歳代	39 100.0	15 38.5	6 15.4	9 23.1	9 23.1	7 17.9	3 7.7	10 25.6	8 20.5	4 10.3	5 12.8	7 17.9	3 7.7		-
50歳代	68 100.0	28 41.2	15 22.1	24 35.3	9 13.2	11 16.2	9 13.2	23 33.8	10 14.7	8 11.8	10 14.7	7 10.3	2 2.9	1 1.5	2 2.9
60歳代	59 100.0	35 59.3	22 37.3	9 15.3	7 11.9	4 6.8	4 6.8	10 16.9	10 16.9	4 6.8		6 10.3	1 1.7		1 1.7
70歳以上	31 100.0	20 64.5	12 38.7	6 19.4	4 12.9		4 12.9	3 9.7	8 25.8	2 6.5	1 3.2	1 3.2	1 3.2		3 9.7

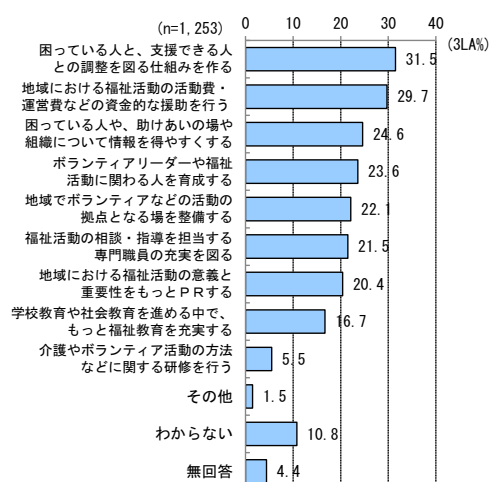
⑦ ボランティア活動を広げるために特に必要なこと（問24）



⑧ 地域福祉を充実するために特に優先的に取り組むべきこと（問26）

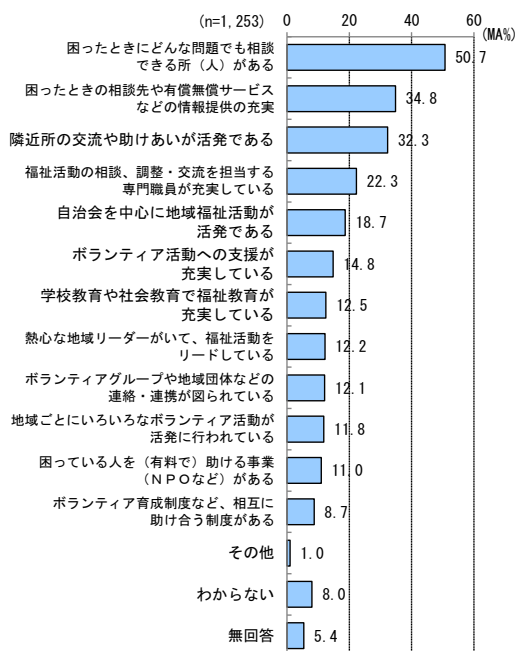


⑪ 地域で助けあい、支えあい活動を活発にするための重要な手段（問 33）



	n	性をもつとPRする	地域における福祉活動の意義と重要	点となる場を整備する	地域におけるボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する	賞費などの資金的な援助を行う	ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する	福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る	困っている人へ、支援できる人との調整を図る仕組みを作る	困っている人や、助けあいの場や組織について情報を得やすくする	に介護する研修を行う	もつと福祉教育を進める中で、学校教員や社会教育を充実させる	その他	わからない	無回答
(上段：回答者数)															
(下段：%)															
18・19歳	17 100.0	4 23.5	3 17.6	3 17.6	5 29.4	7 41.2	6 35.3	11 64.7	2 11.8	23 135.3	5 29.4	3 17.6	- -	3 17.6	3 17.6
20歳代	91 100.0	16 17.6	16 17.6	22 24.2	15 16.5	27 29.8	15 16.5	27 29.8	26 28.6	6 6.6	6 6.6	28 30.8	1 1.1	15 16.5	1 1.1
30歳代	139 100.0	16 11.5	29 20.9	48 34.5	34 24.5	29 20.9	53 38.1	48 34.5	48 34.5	5 3.6	26 18.7	- -	- -	17 12.2	2 2.2
40歳代	161 100.0	23 14.3	24 14.9	54 33.5	35 21.7	43 26.7	32 20.0	52 32.3	38 23.6	12 7.5	27 16.8	7 4.3	7 4.3	16 9.9	2 1.2
50歳代	246 100.0	37 15.0	52 21.1	72 29.3	73 29.5	64 26.0	89 36.2	61 24.8	15 6.1	42 17.1	2 0.8	2 0.8	10 4.0	25 10.1	4 1.6
60歳代	257 100.0	56 21.8	75 29.2	88 34.2	66 25.7	57 22.2	87 33.9	62 24.1	9 3.5	36 14.0	3 1.2	3 1.2	4 1.6	19 7.4	8 3.1
70歳以上	320 100.0	101 31.6	58 18.1	82 25.6	62 19.4	69 21.6	80 25.0	68 21.3	21 6.6	43 13.4	3 0.9	3 0.9	10 3.1	35 10.9	34 10.6

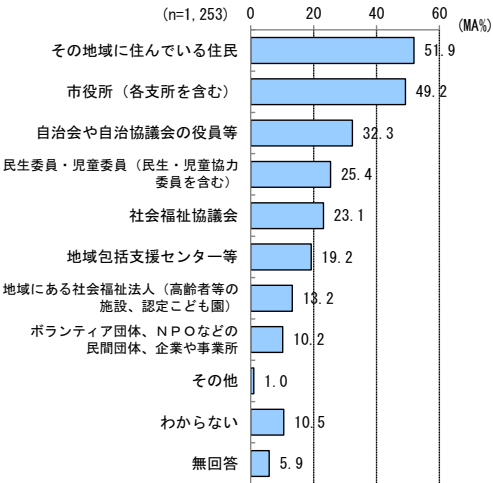
⑫ 困ったときに助けあえる「まち」のイメージ (問 35)



(上段：回答者数 下段：%)											
	n	る	困ったときにどんな問題でも相談できる所(人)がある	困ったときの相談先や有償無償サービスの情報提供の充実	隣近所との交流や助けあいが活発である	自治会を中心に地域福祉活動が活発である	地域ごとにいろいろなボランティア活動が行われている	困っている人々(有料など)がある	ある	ボランティア育成制度など相互に助け合う制度がある	ボランティア育成制度など相互に助け合う制度がある
18・19歳	17 100.0	6 35.3	4 23.5	3 17.6	3 17.6	3 17.6	3 17.6	—	—	2 11.8	2 11.8
20歳代	91 100.0	40 44.0	28 30.8	27 29.7	9 9.9	6 6.6	7 7.7	6 6.6	7 7.7	6 6.6	6 6.6
30歳代	139 100.0	66 47.5	60 43.2	31 22.3	16 11.5	15 10.8	9 6.5	10 7.2	9 6.5	10 7.2	10 7.2
40歳代	161 100.0	89 55.3	66 41.0	39 24.2	23 14.3	18 11.2	15 9.3	13 8.1	15 9.3	14 8.7	14 8.7
50歳代	246 100.0	126 51.2	101 41.1	76 30.9	38 15.4	23 9.3	33 13.4	23 9.3	33 13.4	27 11.0	27 11.0
60歳代	257 100.0	131 51.0	90 35.0	96 37.4	64 24.9	37 14.4	42 16.3	37 14.4	42 16.3	24 9.3	24 9.3
70歳以上	320 100.0	169 52.8	78 24.4	129 40.3	79 24.7	46 14.4	30 9.4	26 8.1	30 9.4	26 8.1	26 8.1

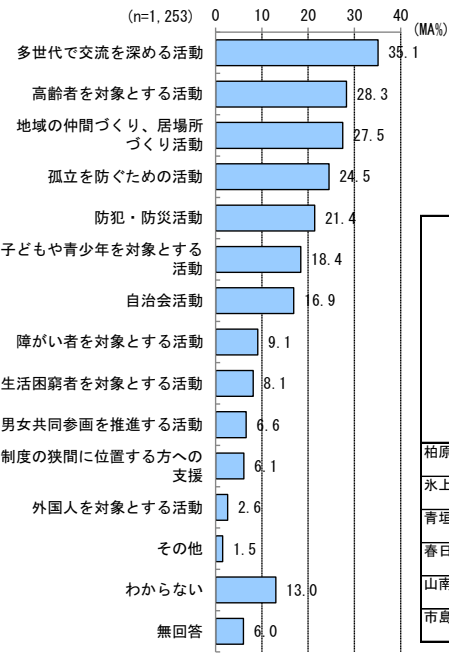
	(上段：回答者数 下段：%)									
	熱心な活動をしている	地域・団体などの連絡・連携がとれている	ボランティア活動の経験がある	福祉活動の専門職員が充実している	福祉活動の相談・調整・交流を担当する	ボランティア活動への支援が充実している	学校教育や社会教育で福祉が充実している	その他	わからない	無回答
18・19歳	1 5.9	2 5.9	2 11.8	3 17.6	2 11.8	1 5.9	4 23.5	—	—	—
20歳代	7 7.7	10 11.0	19 20.9	18 19.8	22 24.2	1 1.1	10 11.0	1 1.1	—	—
30歳代	15 10.8	22 15.8	30 21.6	25 18.0	23 16.5	1 0.7	15 10.8	3 2.2	—	—
40歳代	20 12.4	23 14.3	41 25.5	26 16.1	30 18.6	4 2.5	11 6.8	7 4.3	—	—
50歳代	35 14.2	34 13.8	73 29.7	35 14.2	27 11.0	—	17 6.9	6 2.4	—	—
60歳代	32 12.5	33 12.8	49 19.1	39 15.2	28 10.9	3 1.2	17 6.6	7 2.4	—	—
70歳以上	43 13.4	26 8.1	61 19.1	39 12.2	34 7.5	3 0.9	23 7.2	32 10.0	—	—

⑬ 地域における課題や問題を解決するために中心となる人（問 37）



		(上段：回答者数 下段：%)													
	n	その地域に住んでいる住民	自治会や自治協議会の役員等	市役所（各支所を含む）	民生委員・児童委員（民生・児童協力委員を含む）	社会福祉協議会	地域にある社会福祉法人（高齢者等の施設、認定こども園）	地域包括支援センター等	ボランティア団体、企業や事業所	その他	わからない	無回答			
柏原地域	179 100.0	95 53.1	49 27.4	81 45.3	46 25.7	37 20.7	28 15.6	27 15.1	23 12.8	1 0.6	20 11.2	10 5.6			
氷上地域	333 100.0	172 51.7	116 34.8	170 51.1	85 25.5	75 22.5	48 14.4	67 20.1	30 9.0	3 0.9	33 9.9	20 6.0			
青垣地域	131 100.0	68 51.9	40 30.5	62 47.3	25 19.1	33 25.2	9 9.9	13 13.7	18 13.8	11 8.4	1 0.8	9 6.9	12 9.2		
春日地域	234 100.0	112 47.9	65 27.8	109 46.6	47 20.1	47 20.1	27 11.5	46 19.7	28 12.0	1 0.4	32 13.7	13 5.6			
山南地域	197 100.0	93 47.2	76 38.6	101 51.3	55 27.9	54 27.4	30 15.2	47 23.9	21 10.7	2 1.0	26 13.2	11 5.6			
市島地域	172 100.0	108 62.8	58 33.7	91 52.9	58 33.7	43 25.0	18 10.5	34 19.8	15 8.7	3 1.7	12 7.0	6 3.5			

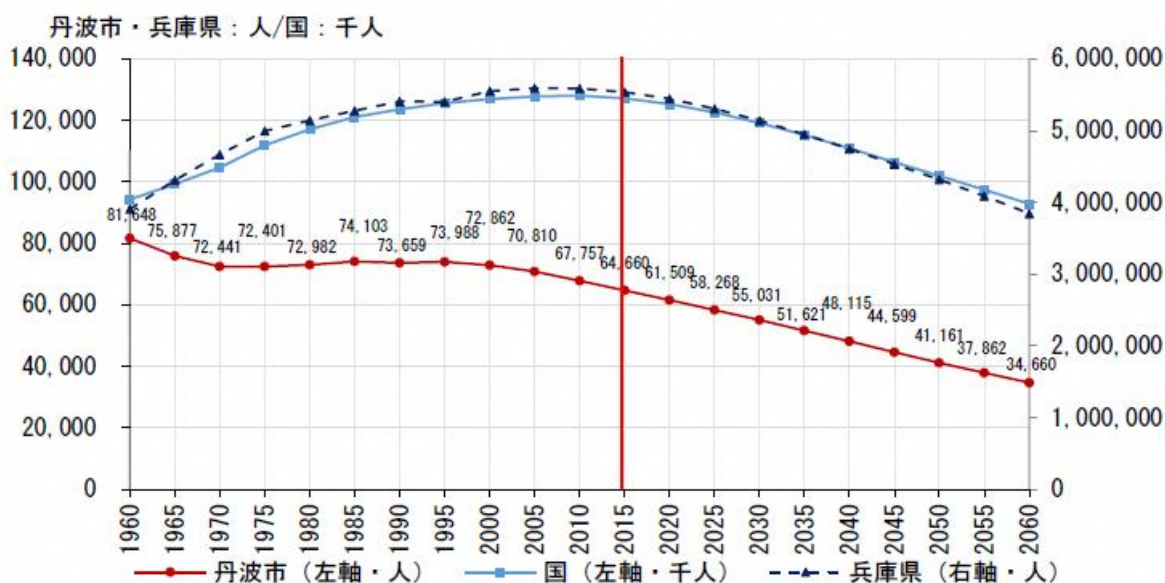
⑭ 地域において力を入れて取り組むべき活動（問 38）



		(上段：回答者数 下段：%)															
	n	多世代で交流を深める活動	高齢者を対象とする活動	障がい者を対象とする活動	子どもや青少年を対象とする活動	外国人を対象とする活動	生活困窮者を対象とする活動	支援	制度の狭間に位置する方への	孤立を防ぐための活動	地域の仲間づくり、居場所づくり活動	男女共同参画を推進する活動	自治会活動	防犯・防災活動	その他	わからない	無回答
柏原地域	179 100.0	61 34.1	52 29.1	24 13.4	39 21.8	8 4.5	13 7.3	10 5.6	41 22.9	47 26.3	12 6.7	25 14.0	30 16.8	3 1.7	31 17.3	11 6.2	
氷上地域	333 100.0	109 32.7	96 28.8	33 9.9	62 18.6	9 2.7	25 7.5	18 5.4	71 21.3	83 24.9	21 6.3	55 16.5	76 22.8	6 1.8	41 12.3	22 6.6	
青垣地域	131 100.0	51 38.9	41 31.3	9 6.9	19 14.5	3 2.3	6 4.6	7 5.3	29 22.1	29 22.1	14 10.7	18 13.7	19 14.5	3 2.3	11 8.4	10 7.6	
春日地域	234 100.0	80 34.2	48 20.5	19 8.1	32 13.7	2 0.9	20 8.5	18 7.7	69 29.5	85 36.3	6 2.6	40 17.1	49 20.9	0.4 0.1	33 14.1	14 6.0	
山南地域	197 100.0	68 34.5	65 33.0	15 7.6	45 22.8	4 2.0	21 10.7	14 7.1	50 25.4	47 23.9	19 9.6	35 17.8	49 24.9	0.5 0.2	31 15.7	10 5.1	
市島地域	172 100.0	69 40.1	52 30.2	13 7.6	33 19.2	7 4.1	10 5.8	14 8.1	46 26.7	52 30.2	10 5.8	37 21.5	43 25.0	4 2.3	15 8.7	6 3.5	

3 人口動態から見る本市の将来見込み

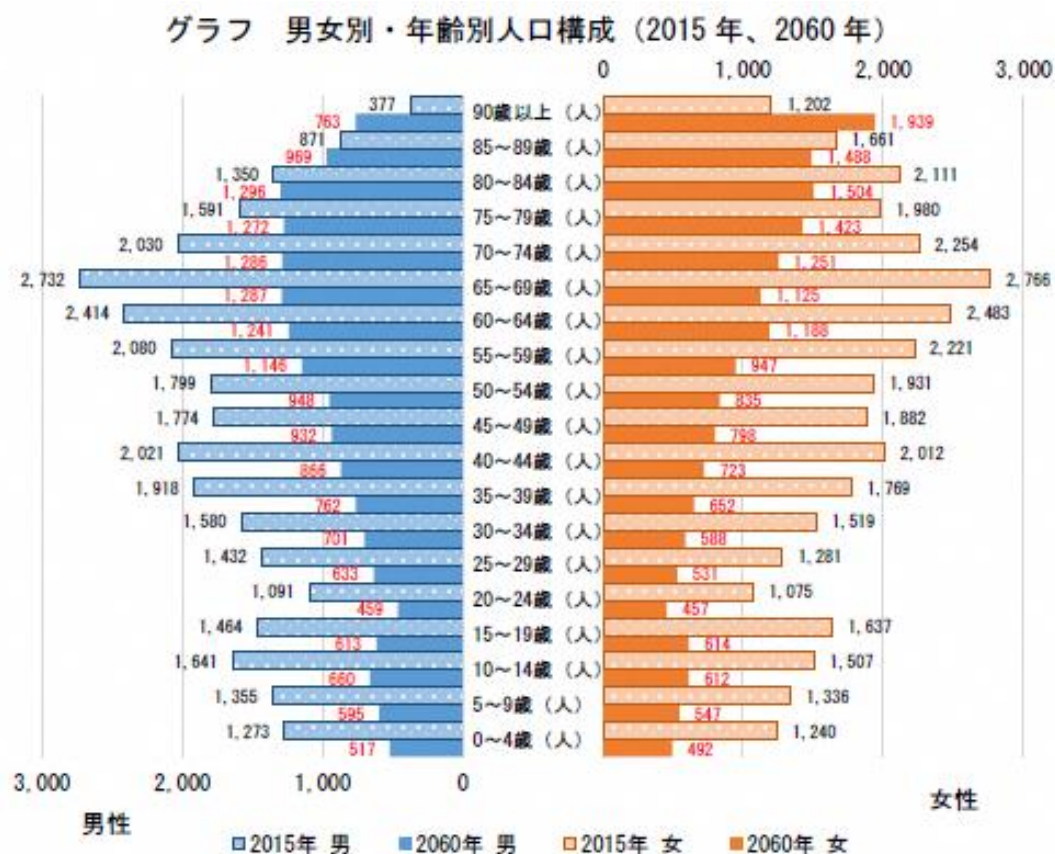
(1) 総人口の推移と将来推計（1960年→2060年）※国・兵庫県・丹波市



【出典】2015年までは国勢調査、2020年以降は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」より

- ・1995年（H7）までは、ほぼ横ばいで推移していたが、それ以降は減少し、内閣府が提供するデータをもとにした今後の人口推計においても減少し続ける予測となっています。
- ・団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、本市の人口は58,268人（約6,000人減／2015年比較）、2040年には48,115人（約16,500人減／2015年比較）となり、約20年後には青垣・市島地域に相当する人口が減少することになります。

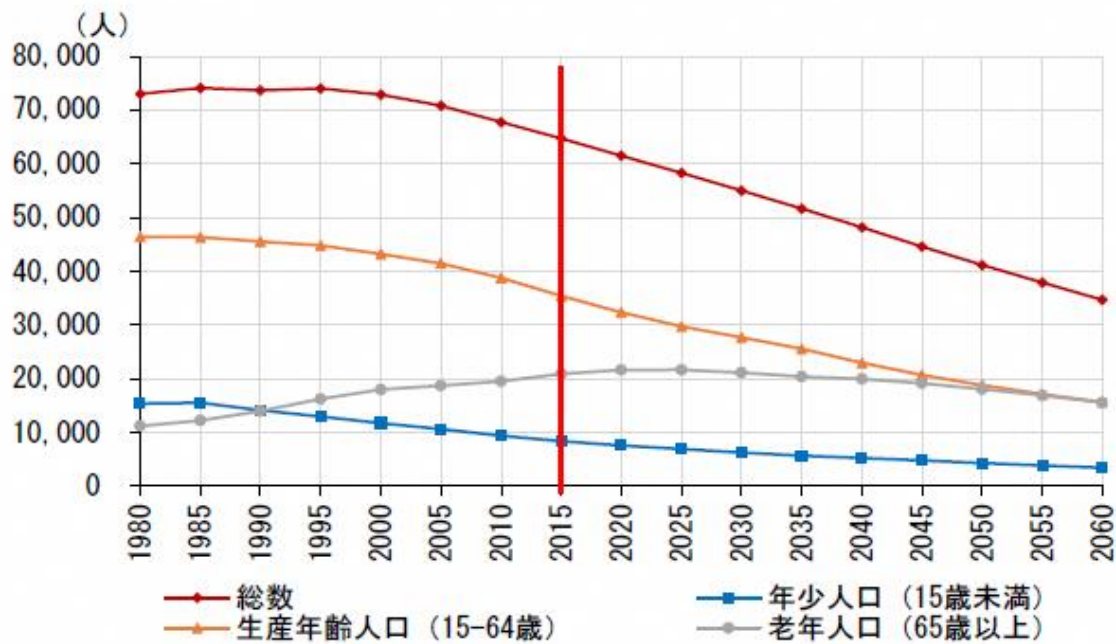
(2) 人口ピラミッドの変化 (2015年→2060年/男女別)



【出典】2015年は国勢調査、2060年は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」より

- ・2015年をみると、男女とも65～69歳前後の団塊の世代にボリュームが集まっており、また40～44歳前後の団塊ジュニア世代と、10～14歳前後にも一定のボリュームが見られる。他方、男女とも20～24歳の人口ボリュームは小さくなっています。
- ・2060年をみると、総人口の減少が見られ、男女ともに60歳以上が多くなっており、その中でも女性の90歳以上区分が、全年齢構成区分の中で最も多くなっています。
- ・年齢別人口構成は、戦前からの「ピラミッド型」から、現在では「釣鐘型」となり、将来的には少子化が進み、「つぼ型」又は「逆ピラミッド型」に変わっていくと推計されています。

(3) 年齢3区分別人口の推移と将来推計(1980年→2060年)



【出典】2015年までは国勢調査、2020年以降は内閣府提供「人口動向分析・将来人口推計ワークシート」より



- ・ 65歳以上の老年者人口は、1980年から2015年にかけて増加していますが、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年をピークに徐々に減少します。ただし、総人口に占める老年人口の割合は、2025年以降も拡大する見込みとなっています。
- ・ 15歳から64歳までの生産年齢人口（支え手側）は、1995年までは緩やかに減少していましたが、2010年から減少の割合が大きくなり、その傾向は今後も継続すると推計されています。

第3章 本市の地域福祉をめぐる課題認識

1 本市における人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応

問題点

生産年齢人口の減少により、福祉サービスが提供できなくなる

課題

「公助」「共助」から「互助」への移行

生産年齢人口（15～64歳）、いわゆる現役世代が減少し、社会経済を支える層が少なくなっていくことに伴い、高齢者等の福祉サービスを提供する担い手も必然的に不足し、これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが難しくなっていくことが予想されます。

このため、すべてをサービス化して「支える側」と「支えられる側」を固定化するのではなく、子ども・高齢者・障がい者などを含む全ての地域住民が役割を持ち、支えあいながら、安心して自分らしく活躍できるような地域コミュニティを育み、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められます。例えば、これまで、居宅サービス全般を提供してきたホームヘルパーは、身体介護などを行う専門的なヘルパーに特化する一方で、軽度者に対する家事援助など軽微な生活援助に関しては、くらし応援隊などの地域住民による有償又はボランティアポイントでの支えあい活動のなかで補っていくことなどが考えられます。

本市においては、人口構成の変動が全国平均よりも15年程度早く進行していることから、全国的に高齢者人口がピークを迎え社会保障費が増大する、いわゆる「2040年問題」は差し迫った問題であり、早急に地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現をめざした包括的支援体制の構築が必要となっています。

2 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換

問題点

人々の暮らしの中の生活課題の複雑化・複合化

課題

包括的、伴走型の支援体制の構築

介護や福祉相談に関する内容が複雑化・複合化しており、分野ごとの相談から「丸ごと」相談への移行が必要となっています。

本市では、令和2年(2020年)4月から健康福祉部に福祉総合相談係を設置し、「福祉まるごと相談」の体制を整備しています。3圏域の地域包括支援センター、隣保館の総合生活相談や社会福祉法人による「よろずおせっかい相談所」、民生委員・児

童委員や自治協、自治会、隣近所などの見守り活動などとも連携しながら、ひきこもり問題、自殺対策なども含め、全世代を対象として漏れ落ちのない相談体制を構築していくことが重要です。

また、支援方法も高齢者や障がいのある人、子ども等を垣根なく総合的に提供できる仕組みをつくり、従来の縦割りによる支援の弊害をなくすことをめざし、年齢やライフステージで分割されることがない、多職種、多機関の協働による伴走型（市民に寄り添った）の支援体制へ転換していくことが必要です。

3 「我が事」による支えあいの仕組みづくり

問題点

地域住民の関係性の希薄化

課題

市民一人ひとりが、制度・分野ごとの縦割りや「支援を受ける人」「支援する人」と分けず、地域課題が「我が事」としてとらえる意識づくり

市民を対象に実施したアンケート調査では、日常的に「地域活動へ参加していない」と回答した方の割合は約20%もあり、((3)地域活動の参加状況 問21から)、地域活動の輪をさらに広げるために必要なこととして、「住民の意識向上」が最も多く挙げられています。また、自治協の会長及び地域コミュニティ活動推進員を対象とした意識調査では、「地域住民の関係性が希薄化している」との意見があります。このことから、現状として、地域活動に主体的に参加できていない人がいたり、住民の関係づくりに寄与するような地域活動や場づくりが十分ではなかったりしていることが考えられます。

したがって、例えば伝統的なお祭りや環境美化活動といった日常的な地域活動においても、「人権や福祉の視点」を取り入れ、相互に認めあい、学びあい、思いやる関係性をつくるプロセスを大切にして、地域に暮らす一人ひとりが地域社会に位置づけられることで、地域の課題は自分の課題でもあるという「我が事」意識を育んでいく必要があります。こうした地域社会に根づいた「我が事」意識が、身近な声掛けや見守りを生み、更には支えあいの仕組みづくりにつながっていくと考えられます。

4 自己決定が尊重され、尊厳が守られる地域づくり

問題点

権利擁護支援体制の未整備及び認識不足

課題

成年後見制度の利用促進

アンケート調査結果では、成年後見制度について「内容まで知っている」の割合は、「利用している」との回答を含めても42.3%に留まり、逆に「ことばも内容も全く知らない」という回答は23.2%で、制度の周知は十分だとは言えない状況にあります。

また、虐待が疑われる場面に気づいた時に対応することで不安に感じることは、「虐待が余計にひどくなること」(36.6%)や「虐待ではなく、指導やしつけの範囲の可能性があること」(28.3%)、「自分が通報したことがわかり、責められるかもしれないこと」(26.1%)などが上位となっています。高齢者をはじめ、障がいのある人や児童等に対する虐待の防止を図るため、市民に対する虐待防止意識の向上を図る啓発が引き続き重要となります。

国では、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年(2017年)には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより、認知症をはじめ、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な人の発見に努め、必要な支援に結び付けることが必要とされました。

また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員など日常的に本人を見守るチーム・法律や福祉の専門職団体や関係機関で必要な支援体制を推進する協議会・権利擁護支援を行う中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用が必要な人の、自己決定が尊重され、意思決定支援に基づいた自分らしい生活ができるような体制づくりも必要とされました。

このようなことから、本市においても、権利擁護や虐待防止に向けた取組みを進め、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、人権が尊重される地域づくりを推進することが必要です。

5 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成

問題点

社会福祉法人と地域との連携不足

課題

住民の福祉意識の向上

社会福祉法人を対象としたアンケート調査結果では、ほぼすべての社会福祉法人において地域貢献について積極的に取組み、市民と協働して地域づくりができる関係の構築を望んでおり、今後は、地域住民と社会福祉法人をつなぐ取組みを行っていく必要があります。

また、社会福祉法人同士の連携や、複数の法人による地域連携事業の実施についても今後の課題であり、丹波市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット丹波」を通じて協議を行い、実行に結び付けていくことが重要です。

一方、人材の確保・育成については、福祉・介護業界の情報発信力が弱いこと、福祉・介護職のやりがいや魅力の発信が十分ではない状況です。

また、介護に対するこれまでのイメージとして「介護はしんどい、きつい」といった先入観が福祉・介護業界のイメージダウンを招いていると思われるため、例えばICTの積極的活用等、従事者の負担を減らす工夫を支援するなど、オール丹波市で、「就職先に選んでもらえる職業」をめざした福祉・介護業界のイメージアップを図っていく必要があります。特に、将来の人材となることが期待される若い世代に

対し、学齢期から福祉学習を進め、福祉・介護業界をめざす学生を一層支援していく必要があります。

6 地域ぐるみで安全・安心なまちづくりの推進

問題点

平常時・災害発生時における地域での防災・減災対策

課題

高齢者や障がい者等の災害時要援護者にかかる避難支援対策

全国的な傾向として、各地で多発する風水害や地震といった自然災害の発生により、多くの尊い命が失われています。

本市でも、平成26年(2014年)8月に市島地域を中心とした記録的な豪雨により、多数の山地崩壊を引き起こし、大量の土砂が流木を巻き込んで流出した結果、山裾の住宅などが被害を受けたほか、土砂・流木が河川を塞ぎ、集落や農地に浸水が広がるなど連鎖的に被害が発生しました。

防災・減災対策の推進に当たっては、総合的な取組みが重要であり、特に自力で避難することが困難と考えられる高齢者や障がい者等の災害時要援護者にかかる避難支援対策が大きな課題となっています。

大きな災害が発生した場合、公的支援には限界があります。災害時要援護者も含めて、まずは市民一人ひとりが自分や家族の身は自分で守る「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員等の組織的な安否確認、避難誘導等の「互助」が確実に行われる取組みが重要です。

このような「自助」「互助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなどの支援体制の構築が重要であり、災害時要援護者の避難支援にあたっては「地域の人材、地域で守る」を基本とし、行政等による支援活動の「公助」を併せて、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスや支援が必要となっても、家族をはじめ、友人や知人、近隣との関係を保ち、社会と関わりをもちながら、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その目的の実現のためには、超高齢社会・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化に伴い、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け取り組んでいく必要があります。

今後は、「第2次丹波市総合計画」の施策目標で掲げている下記の「まちづくりの目標」と「丹波市まちづくりビジョン」における「第2のまちづくりの方向性」のもと、この計画の基本理念を設定して様々な施策を展開し、暮らしの姿の実現に向け、高齢者、障がいのある人、子どもを含むすべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに主体的に参加・参画し、支え、助けあえる地域共生社会を構築していきます。

■まちづくりの目標■ 第2次丹波市総合計画 施策目標1-3

市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう

■めざす暮らしの姿■ 丹波市まちづくりビジョン まちづくりの方向性(第2)

住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル

■基本理念■

①市民一人ひとりが主体のまち たんば【自助】

健康づくり・介護予防・生きがいづくりなど私たち一人ひとりができることを考えます

②集い・支えあい暮らし続けられるまち たんば【互助】

超高齢・少子社会に、地域資源を活かした様々な支援活動を通じ、生まれてから看取りまで丸ごと支える、みんながつながる福祉コミュニティを創ります

③孤立を許さない福祉基盤・サービスのあるまち たんば【共助・公助】

生きづらさ、生活のしづらさ等丸ごと受け止める仕組みをつくりま

2 重要視点

前述の課題認識を踏まえ、本市での「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では、次の重要視点到立ち、今後5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

(1) 地域を基盤とした多職種、多機関協働・連携強化

人口減少社会を迎えた今、社会経済の担い手である生産年齢人口の減少が見込まれ、それに伴う税収減による市の財政規模の縮小だけでなく、介護や福祉サービスを担う人材の確保が困難な状況になるものと予想されています。

そのような中で、複雑化・複合化する地域課題を解決していくため、既存の団体や施設、サービス等を最大限に利活用し、人、団体、モノ、企業、制度等様々なものをつなぎ、協働と連携を強化し、最大限の効果を引き出す取組みを推進します。

(2) 地域づくり

これまで、自治会など近隣の範囲では、福祉や防災など暮らしに関する身近な助けあい活動がおこなわれてきました。また、自治会の範囲より広域の概ね小学校区単位で設立されている自治協においても、小規模ながらも、交流、福祉、防災、又は経済など地域の暮らしを支える様々な機能をもつ活動を住民主体で担い育てることによって、地域を経営していくような自治のあり方、いわゆる小規模多機能自治⁴が推進されています。

一方で、これまで地域福祉の分野においては、向こう三軒両隣といった近所同士の関係を基盤として、地域で困っている人、支援が必要な人などを見逃すことがなく、関係機関などと連携しながら地域住民相互が支えあう「福祉コミュニティ⁵」づくりが推進されてきました。

今後、益々複雑化・複合化していく地域生活課題を解決していくためには、自治会や自治協などの地域コミュニティによって面的に展開されていく地域づくりと、支援を必要としている具体的な一人ひとりを支えていく地域福祉活動⁶とが連携して一体的に推進されていくことが求められています。

⁴ 小規模多機能自治：小規模ながらも、様々な機能をもった、住民自治の仕組み。言い換えると、概ね小学校区域において、目的型組織や地縁型組織等のあらゆる団体が結集し、地域課題を自ら解決し、地域運営を行う仕組み。公民館等拠点施設も有する。

⁵ 福祉コミュニティ：本計画では従来の個別支援や支援の必要な人を地域の中心に据えたまちづくりをしているコミュニティといった定義ではなく、「福祉目線」「福祉の心」を取り入れた活動を実施していくコミュニティ、まちづくりを意味します。

⁶ 地域福祉活動：自治会、自治協等で実施する「認知症予防講座」や「ボランティア講座」等。

(3) 人権擁護

権利擁護支援の中心は意思決定支援と捉え、支援が必要な状態となっても、それぞれのライフステージにおいてその人らしい暮らしを自分の意思で決定し送ることができるよう、本人の権利や生活を守る取組みを推進します。コロナ禍においては、同調圧力によって個人の意思決定が覆されることのない社会づくりを目指します。DVや性的少数者に対する差別、コロナ差別など人権を脅かす事態に適切に対応し、家族や地域住民、関係機関や団体などと連携しながら、人としての尊厳が守られる地域づくりを推進します。

(4) 人づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉に関わる様々な機関・団体の連携や地域における包括的な支援体制の構築等、様々な取組みが必要であり、どの取組みの推進においても、その礎となる福祉マインドを持つ人材の確保が不可欠です。

そのため、学齢期の福祉学習だけでなく、誰もが支援の「受け手」になり「支え手」となることに対する理解を深め定着させ、地域福祉を推進する様々な取組みの礎が育まれるよう、生涯学習として一貫的に取り組み、福祉マインドが磨かれた人材づくりを目指します。

なお、実際の福祉現場である介護や保育分野を中心に、福祉サービスの量的拡大が求められています。また、生活困窮者の自立支援をはじめ、成年後見制度の利用促進、刑余者⁷の地域定着支援、さらには住宅確保困難者に対する居住支援、地域福祉の推進に必要なセーフティネット対策等、幅広い分野での取組みが求められ、広範な知識と高い対人援助技術を有する人材の確保が求められています。

本市において福祉・介護職として働き、またできるだけ長く定着することにつながるよう、福祉・介護を身近に感じられる環境づくりとともに、本市独自の支援策を検討し、それに基づく取組みを進めます。また、ICT等を活用して福祉・介護業界のイメージアップを図り、従事者のやりがいや職場の魅力などについて積極的に情報発信を行い、福祉・介護人材の確保・育成に結び付けていきます。

また、社会福祉法人が持つ人材や設備、ノウハウなどの資源を地域に還元する取組みを、行政だけでなく社会福祉法人や市民を交えて考え、できるところから実行していくなど、社会福祉法人の公益的な取組みを支援し推進します。

(5) 公益活動

平成28年(2016年)に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成28年(2016年)4月から、税制上の優遇措置を受ける公益性の高い社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組み」の実施が位置づけられています。また、国においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高めあうことができる「地域共生社会」の実現をめざし、市民が主体的に地域課題を把握して解決

⁷ 刑余者：刑罰を受けた経験がある人のこと。前科がある人のこと。

を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

このような背景を踏まえ、丹波市社協をはじめとする社会福祉法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組み」の実践を通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと連携し積極的に貢献していきます。

（6）福祉基盤づくり

近年、地域で生活していく中で生じる様々な課題は複雑・多様化しています。

そのため、生きづらさや生活のしづらさを感じている方々等、誰もが地域で孤立することがないように、様々な困りごとや悩みごとなどに関する相談窓口を一元化するとともに、必要な情報を気軽に入手できる体制づくりを推進します。

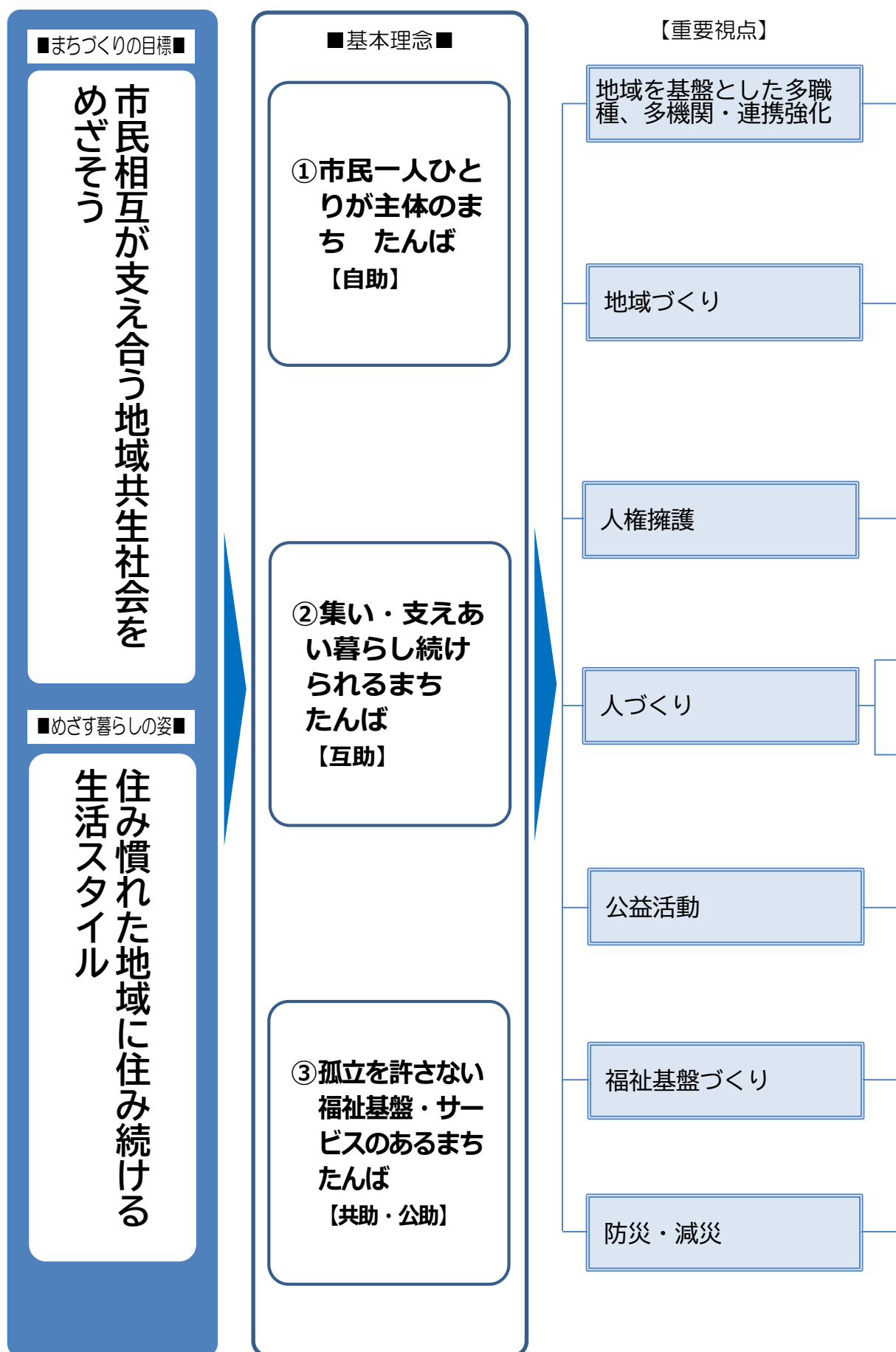
また、地域福祉推進のための啓発活動とその中心となる福祉センターや地域福祉活動の拠点施設の整備・充実など、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを進めます。

（7）防災・減災

台風や大雨などの予測可能な災害は、隣近所の声かけによる早めの避難、そして大地震などの突発的な災害は、地域での助けあいが人的被害を最小限度に抑えるために重要です。

風水害や地震など災害発生の際にさらされたとき、高齢者や障がいのある人などで、自力で避難することが困難な在宅の方（災害時要援護者）の安全を守るため、市と地域が一体となって、これらの人々を支援する互助の仕組みづくりを推進します。

3 地域福祉計画の施策体系



【基本目標】

【基本的な施策の方向性】

地域丸ごとの連携強化・拡大

- ・ ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化
- ・ 地域特性を活かした介護・福祉、多職種・多機関の連携と協働
- ・ 医療・介護連携の促進と重度化防止及び地域生活支援の充実

福祉コミュニティとしての地域づくりの推進

- ・ 自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実
- ・ 介護予防・健康づくりへの市民参加の促進
- ・ 見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり
- ・ 支えあい活動の実践
- ・ 民生委員・児童委員との協働体制の構築
- ・ 多種多様な支え手との協働

ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実

- ・ 虐待防止
- ・ 及び対応充実のための体制整備
- ・ 権利擁護ニーズに対する支援体制の充実
- ・ 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

住民の福祉意識を高め地域福祉の担い手として育成

- ・ 住民の福祉意識の高揚
- ・ 住民による地域福祉活動の支援
- ・ 福祉教育の充実

福祉に関わる専門人材の確保・育成

- ・ 福祉現場の魅力アップと職場定着支援
- ・ 多様な施策による人材確保
- ・ 研修体制の充実による人材育成の強化
- ・ 業務改善による効率化と安全性向上の推進

社会福祉法人の地域における公益的な取組みの促進

- ・ 社会福祉法人連絡協議会の活性化
- ・ 法人資源を活かした地域への働きかけ
- ・ 地域公益活動を通じた社会福祉法人等の見える化

包括的な支援体制を進めるために必要な福祉基盤の整備

- ・ 総合的かつ伴走型相談支援体制の整備
- ・ 社会福祉サービス等の適正な利用促進
- ・ 隣保館運営事業の推進
- ・ 社会福祉施設等の適正な管理運営
- ・ 社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上
- ・ ユニバーサルデザインの推進

災害時要援護者への支援

- ・ 災害時要援護者の把握
- ・ 災害時の個別支援計画の作成と共有化
- ・ 平常時における災害への備え（訓練・意識）
- ・ 高齢等施設における避難確保計画及びBCPの作成

4 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

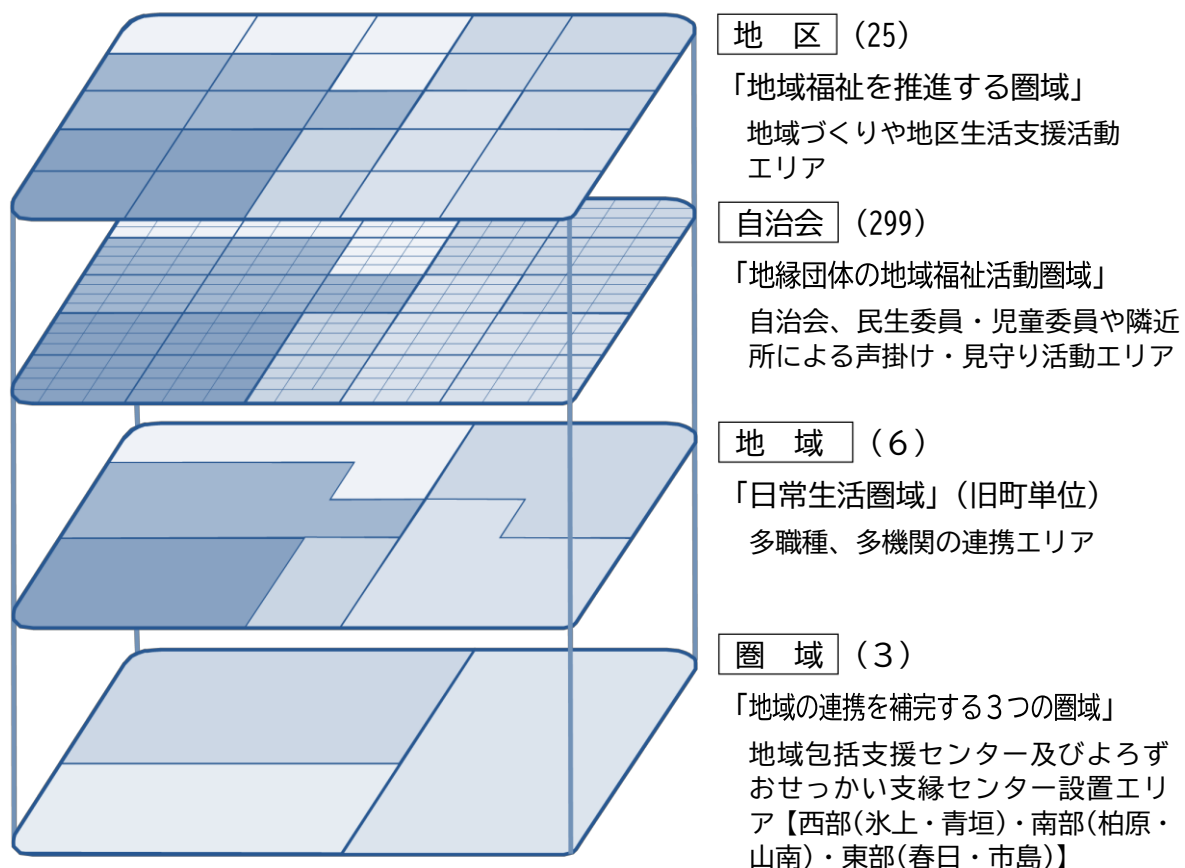
地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲とする「圏域」の設定が必要となります。

本市では、令和元年(2019年)11月に策定した「丹波市まちづくりビジョン」における階層に照らしあわせると、副次都市機能を担う「3つの区域(都市機能保全調整エリア)」とは別に、福祉に関して独自に地域福祉を推進する層を設定しています。まず、自治協とそれを補完しあう「自治会」組織から成り地域コミュニティ機能を担う「25の地区(市民活動エリア)」があります。また、生活サービス機能を担う「6つの地域※(日常生活圏域)」には、市役所の各支所、丹波市社協の各支所、社会福祉法人及び病院など、「まち」を構成する様々な地域資源が配置されており、それぞれの地域※によって特性が異なります。さらに地域※を包括する「3つの圏域(地域の連携を補完する3つの圏域)」を設定し、その3つの圏域(西部・南部・東部)には、地域包括支援センターをそれぞれ設置しています。

本計画において、この4つの層は地域福祉を推進するために必要な重層的圏域と言えますが、本計画における地域福祉を推進する圏域とは、「地区(小学校)」を基本として定めます。ただし、それぞれの地域における特性や資源が異なることから、その特性等に応じ、柔軟に「地域※」を圏域として定めることもあり得ます。

市民(地域)の自助・互助レベルで対応できないことは、行政による共助の取り組みで補完していく体制を構築し、本計画に定める施策を推進していきます。

■地域福祉計画における圏域イメージ図



第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開

重要視点1 地域を基盤とした多職種、多機関・連携強化

基本目標

○地域丸ごとの連携強化・拡大

【施策の考え方】

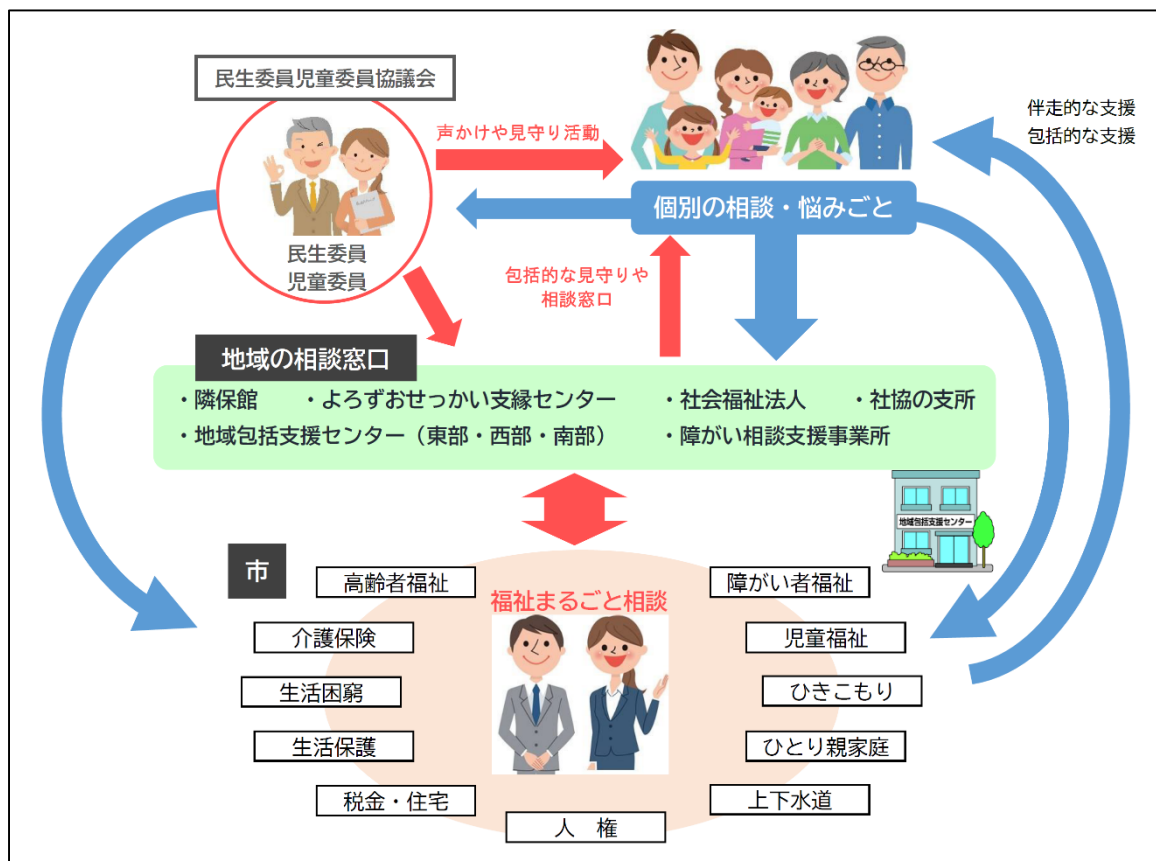
- ・ 住み慣れた地域に住み続けるために、今ある地域資源⁸を最大限活用し、各資源が連携し協働しながら地域力を強化します。
- ・ 本市では、個別支援の中核を担う機能として、令和2年(2020年)4月から市役所に「福祉まるごと相談」を設置しました。相談者本人の状態や世帯の状況に関わらず受けとめ、生活のしづらさ等を丸ごと相談できる、断らない相談体制を進めるため、今後は庁内連携及び庁外機関とのネットワークを構築し、伴走型支援体制を整え、自殺防止やひきこもり問題等、複雑化・複合化する相談に対応していきます。「福祉まるごと相談」を基盤として、地域包括支援センター、隣保館の総合生活相談、社会福祉法人、医療法人、ケアマネジャー連絡会、民生委員児童委員連合会、ボランティア連絡会等、各福祉団体等が協働していくことで縦割や制度の狭間などで支援が必要であるにも関わらず支援の対象から漏れてしまうような人をなくし、支援が必要な人のライフステージに寄り添った支援となる仕組み作りを進めます。
- ・ 保健介護の分野でも、医療介護情報連携事業(ICT)の推進により、予防接種ネットワーク「ちーたんネット」の運用を開始しています。この新たなネットワークで蓄積された個人の情報を関係者間で共有し、医療・介護の垣根を取り払いスムーズな情報取得や情報交換が出来つつあります。医療・介護・看取りにおける患者の意思確認や専門職同士の連携の取り難さの解消に向けて、今後は医療・介護連携の展開が求められる中、本市では病院や介護施設で人生の最後を迎える方が多く、「QOD⁹(Quality of Death: 死の迎え方の質)」を意識した医療介護の連携を検討していく必要があります。また、ネットワークに保存された情報を活用し、救急隊による搬送時や災害時、個人の健康状態を関係者間で共有します。

⁸ 地域資源：ご近所、自治会、社会福祉法人、医療法人、隣保館や健康福祉事務所等公的機関、NPO、企業、商店、民生委員・児童委員、ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会、社協、地域包括支援センター等。

⁹ QOD：「よい死 (good death)」と表現されることもあり、死のあり方や死にゆく過程における全般的な質を意味する。



■個別の悩みごと等の相談支援の仕組み図



【基本的な施策の方向性】

（１）ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化【重点施策】

「福祉まるごと相談」を中心に庁内外ネットワークを整備・充実し、複雑化・複合化した相談に対応し、制度や対象等による縦割りをなくし、支援を必要とする方に寄り添い伴走できる相談体制を整えます。

- ① 市役所庁内ネットワークの構築
- ② 社会福祉法人による「よろずおせっかい相談所」による支援
- ③ 民生委員・児童委員による包括的な見守り活動
- ④ 伴走型支援の仕組みの構築
- ⑤ 必要な公的サービスの提供
- ⑥ 就労支援、生活困窮支援の充実
- ⑦ 各機関※のネットワークの構築

※機関（丹波市社協、社会福祉法人、医療法人、医師会、企業、福祉事業所等）

- ⑧ 支えあい推進会議へのフィードバック等の実施

（２）地域特性を活かした介護・福祉、多職種・多機関の連携と協働

本市は、介護施設や障がい者施設等が地域ごとに分散して設置運営されており、それぞれの地域で繋がっている施設や繋がり方が違うため、新しい連携の仕組みを市全体で作っていくのではなく、今あるそれぞれの地域の連携を活かし、職種・機関も連携し協働させ、住み慣れた地域でいつまでも住み続けるまちをめざします。

① オレンジ会議	認知症への理解を深め、いつまでも住み続けることが出来る地域をめざします。
② ケアマネジャー連絡会	研修や情報交換などにより、ケアマネジメント力の向上をめざし、より良い地域生活、在宅生活のあり方を検討します。
③ 地域ケア会議	各ケースにより多職種・機関が集い、支援方針を決定します。
④ 民生委員・児童委員協議会	福祉事務所その他の関係行政機関との連絡調整をします。

（３）医療・介護連携の促進と重度化防止及び地域生活支援の充実

住み慣れた地域でいつまでも住み続けるため、医療から介護へのスムーズな移行や、介護予防へ医療職が参画することで、重度化を防ぎ、また地域生活支援を充実させより住みやすい地域を作っていきます。

- ① 医療介護情報連携事業（ＩＣＴ）の活用
- ② 介護予防事業へのリハビリ職・保健師等の参画
- ③ 退院時支援
- ④ QODを意識した医療・介護連携

重要視点2 地域づくり

基本目標

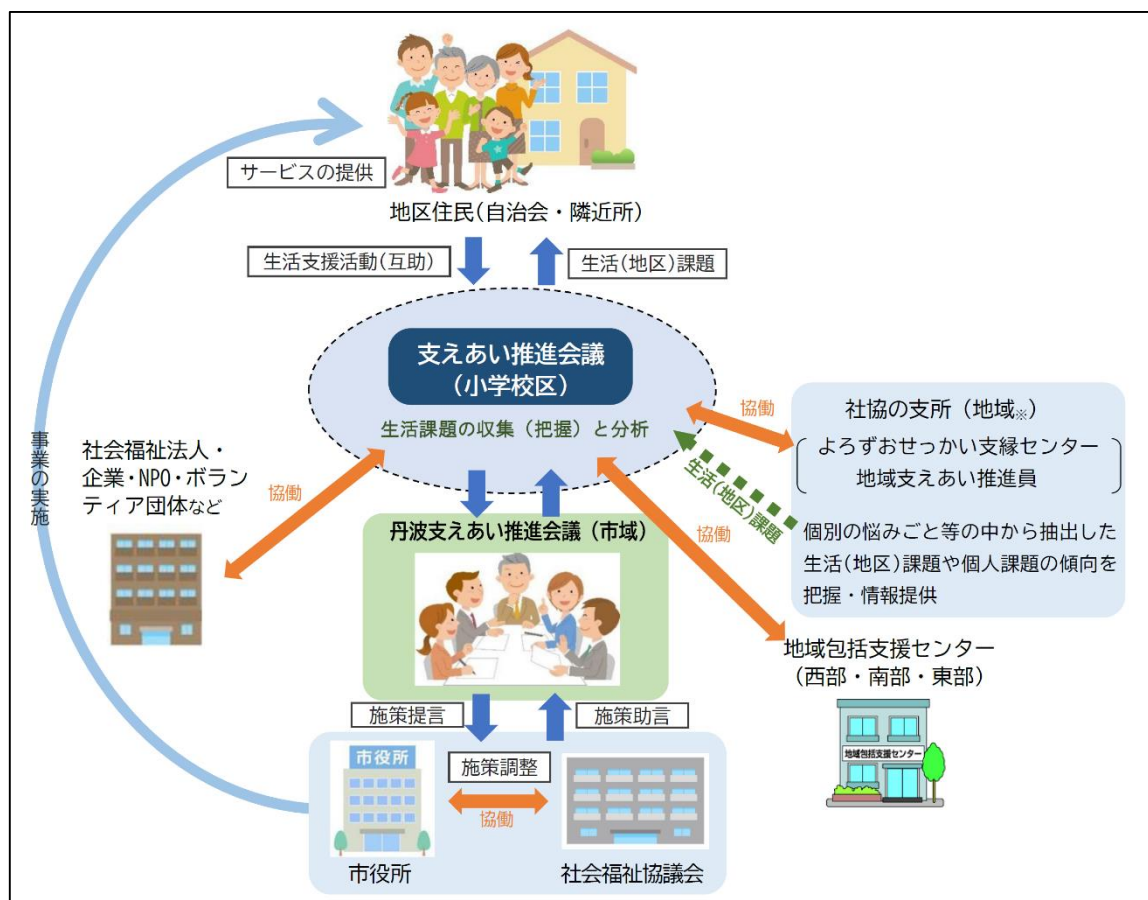
○福祉コミュニティとしての地域づくりの推進

【施策の考え方】

- ・地域において助けあい、支えあうコミュニティづくりをめざし、地域の生活課題を話しあう場の設置や、これまで取り組んできた伝統的な行事等にも福祉の視点を取り入れ、地域住民だけでなく在勤者等地域全体に共生文化の広がる福祉コミュニティづくりを展開していきます。
- ・地域課題を把握し解決を試みる場として、地域に支えあい推進会議の設置を進めていきます。地域にある様々な団体などが参画することにより、情報交換し、地域の生活課題を把握し解決に向けて、行政や各機関へつないでいきます。また、地域で困っている人と支援(ちょっとした手助け、見守り等)できる人とのマッチングが行える仕組みづくりをめざします。
- ・地域住民が地域活動に参加して、住民同士や在勤者等などがつながる状態(顔が見える、この地域としての住民意識を作る、地域のつながりの中にいる人を増やす)にするため、他人事を「我が事」に変えていけるような参加の場や働く場、集う場を充実し、「助けて」や「お手伝いしましょうか」と言いあえる地域社会をめざします。
- ・福祉まるごと相談、地域包括支援センター、隣保館総合生活相談、丹波市社協(各支所)、自治協、自治会、民生委員・児童委員等がつながる相談支援ネットワークの構築と、認知症サポーター養成講座の実施やいきいき百歳体操の展開を継続していく中で構築される地域の見守り体制によって、孤立を許さない地域社会をめざします。
- ・支えあい推進会議では、地域づくりに関わる様々な主体が参画・協働して、支えあいの仕組みづくりについての議論を重ねています。学校や社会福祉法人など地域における多様な主体と連携し、それぞれが持つ人、モノ、情報、及びネットワークなどの資源を持ち寄ることによって、より一層効果的な生活支援活動を展開できるような環境づくりを推進します。そして、こうした多様な主体の参画と協働の場を創ることによって、世代間交流や多文化共生のネットワークが地域のなかで育まれていくことを期待します。
- ・自治協を始めとする地域づくりの実践活動を行う組織や団体のなかには、担い手不足の問題が深刻化し、新たな活動を生み出したり、生み出した活動を継続したりすることが困難になっているところが少なくありません。そこで、地域支えあい推進員が、丹波市社協や市の地域づくり部局などと連携・協働して、人材発掘や育成の支援を行うとともに、人と人(団体)をつなぎ、市民主体の支

えあい活動を生み出していくためのコーディネートを行っていきます。

■地区の生活課題の相談支援の仕組み図



【基本的な施策の方向性】

(1) 自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実【重点施策】

本市では、現在「支えあい推進会議」の設置等を進めていますが、全地域にまでの広がりには至っていません。また、すでに設置されている地域・地区でもすべての「支えあい推進会議」が十分に機能しているとは言えない状況にあります。互助の取組みを進めるため支えあい推進体制の整備と活動の充実を図っていきます。

○支えあい推進体制における各機関の役割

区域等	関係機関等	役割
個人	市民(住民)	- 健康維持 - 自主的な介護予防 - サービスの購入 - 地域福祉活動への参加
家族、隣保、組、隣近所	—	- 家族の支援 - 親しい仲間づくり - ちょっとした助けあい - 日常のあいさつ - ちょっとした変化への気づき(自治会や民生委員・児童委員等へのつながり)

○支えあい推進体制における各機関の役割

区域等	関係機関等	役割
自治会	自治会、民生委員・児童委員、地域支えあい推進員、福祉委員、いきいきふれあい・サロン実施団体、いきいき百歳体操実施団体、連合区、財産区、老人クラブ等	・ 友愛訪問、お悩み相談 ・ 関係機関等へのつなぎ ・ 地区課題の情報提供（個人情報を除く地区の傾向） ・ 自治会活動 ・ 身近な相談機能 ・ 公民館事業 ・ いきいき百歳体操 ・ 民生委員・児童委員へのつなぎ ・ 支えあい見守り活動
地区	自治協、地域包括支援センター、地域支えあい推進員、民生委員・児童委員、社会福祉法人（よろずおせっかい相談所）、小学校、ボランティア、福祉関係事業所、企業、NPO法人等	・ 支えあいの仕組み等を議論する「支えあい推進会議」 ・ 地区の生活課題を把握（アンケート、サロン、子ども食堂、Café、よろずおせっかい相談所サテライト「つなぎ」等） ・ 生活課題を集約する窓口 ・ 様々な情報（社会資源等）の収集 ・ 専門機関へのつなぎ ・ 支えあい活動の充実、創出
地域	市役所各支所、丹波市社協各支所、地域包括支援センター、地域支えあい推進員、社会福祉法人、民児協、主任児童委員、中学校	・ 地区への福祉支援、地区の補完機能 ・ 地区や自治会等への必要な助言とつなぎ ・ 広域課題の整理、把握及び解決に向けた検討 ・ 支えあいの仕組み等を議論する「支えあい推進会議」（地区補完型）
圏域	地域包括支援センター、地域支えあい推進員、よろずおせっかい支縁センター ¹⁰	・ 地区及び地域での生活課題の把握 ・ 地区及び地域での地域福祉活動への支援やフォロー
市域	市役所（福祉まると相談、福祉部局、地域づくり担当課、隣保館等）、丹波支えあい推進会議、丹波市社協、市民児連、丹波市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）	・ 市役所や丹波市社協は、丹波支えあい推進会議から地域課題の報告を受け、事業を検討し、サービスとして提供できるものを実施していきます。 ・ 丹波支えあい推進会議は地区（地域）の支えあい推進会議から情報提供のあった地域課題を精査し、解決に向けて協議し、市や丹波市社協へ報告や施策提言を行います。 ・ 市役所、丹波支えあい推進会議、丹波市社協、市民児連は地域課題に対し情報交換し、解決に向けて協働します。

¹⁰ よろずおせっかい支縁センター：よろずおせっかい相談所からの支援や相談とりまとめをする機関（注：「支縁」はこの文字を使用しています。）

コラム いきいき百歳体操

地域の老人会などの団体が主体となり、週に1回、公民館などに集まり、手足におもりを着け負荷をかけて行う筋力体操です。筋力の維持向上や転倒防止を図り生活上の動作がしやすくなるとともに、地域の方と出会って話しをすることで気持ちが明るくなったり、生活にリズムができるなど、身体も心も元気になれる場として地域に広がっています。さらに地域のつながりが強まり、日ごろの声かけや見守りが広がることが期待されています。

▼DVDを見ながら、いきいき百歳体操を実施



【春日町山田いき百】



【春日町上ゲ町いき百】

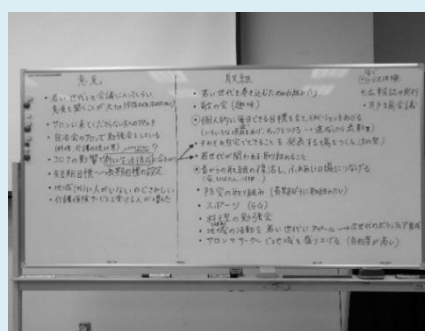
コラム 支えあい推進会議①

支えあい推進会議 西部

SAJI ささえあい推進会議では委員同士の意見交換を通じて高齢者が生きがいを持って健康に暮らせる地域をめざしています。話しあうだけでなく、パンフレットの作成やアンケート調査等、出来ることから取り組んでいます。



【SAJI ささえあい推進会議の様子】



【SAJI ささえあい推進会議にて】

コラム 支えあい推進会議②

支えあい推進会議 南部

地域生活を考える勉強会を重ね立ち上がり、広報活動、勉強会の継続開催と並行して、事業者とのネットワークを形成、協働して生活にお困りの方へお米を届ける事業などを展開しています



【柏原「お米 de つなぐ助け愛プロジェクト」】



【柏原勉強会の風景】

支えあい推進会議 東部

鴨庄地区では、平成29年から地域支えあい推進会議を立ち上げ、世代間交流や集いの場づくりを行ってきました。また、65歳以上を対象にした住民アンケートを行ない、課題の把握や解決に向けて話し合いを進めています。



【鴨庄地区地域支援会議の様子】



【鴨庄地区懇談会の様子】

(2) 介護予防・健康づくりへの市民参加の促進

互助の仕組みづくりも大切ですが、個人個人の取組みも大事となってきます。それぞれが元気で地域社会で活躍できれば、「支え手」が増え、「支えられる人」の増加を抑えることができます。高齢者だけでなく全世代において、早い段階から健康づくりや介護予防を進めます。

- ① いきいき百歳体操サポーターの養成
- ② 健康講座への積極的な参加

（３）見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり

地域福祉は「向こう三軒、両隣」が重要です。自治会役員、民生委員・児童委員、福祉委員やボランティア等の見守り活動だけでは目が行き届きません。自ら見守りの輪の中へ入っていくことも大切です。自治協や自治会は地域福祉の視点を踏まえた行事等を実施し、地域住民が積極的に参加できる場をつくります。

- ① 自治協や自治会行事への参加の呼びかけ
- ② 隣近所の見守り活動

（４）支えあい活動の実践

本市には、地域で支えあうための施策や事業がありますが、周知が不足しているため地域住民の認識が低い状況があります。必ず自分自身もいつかは加齢に伴い心身機能が低下し、要支援状態になるという「我がこと」意識の醸成を図り、自らが近い将来に向けて今、実践することによる地域福祉の推進に努めます。

- ① 暮らし応援隊への参加や利用促進
- ② 認知症見守りQRコード、緊急通報システム
- ③ チームオレンジの活動支援

（５）民生委員・児童委員との協働体制の構築

アンケートの中で民生委員・児童委員のしごとに対する市民の認識が低く、また自治協への意識調査においても民生委員・児童委員との連携不足の意見が多くありました。民生委員・児童委員が地域住民において最も身近な相談役として活躍するために、自治会や自治協と連携し、地区の生活課題等について情報共有を図り、共に地域を見守る体制をつくります。

- ① 支えあい推進会議への参加
- ② 民生委員・児童委員と自治協との定期的な懇談会

（6）多種多様な支え手との協働

福祉コミュニティとしての地域づくりを進めていくためには、今あるネットワークを強化するだけでなく、新たなつながりが必要となります。

特に社会福祉法人は、地域のリーダーとして活躍が期待されていることから、地域活動に対して積極的に参画し、地域における支えあい、助けあい活動への協働を進めることとします。

また、市と民間事業所が協定に基づいて実施する「丹波市高齢者見守り体制（早期発見 SOS システム、地域見守りネットワーク）」において、多種多様な事業所の参画を進め、支え手の確保に努めます。

なお、本市の外国人人口も年々増加しており、誰もが住みやすく、住み続けたいまちとなるようネットワークの構築へ研究を進めます。

- ① 社会福祉法人や民間事業所の地域参画
- ② 民間事業所や各種NPO等の支えあい活動参加
- ③ 民間事業所等における福祉教育の推進
- ④ 世代間交流や多文化共生ネットワークづくり

コラム 民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問活動

民生委員・児童委員は地域での子どもたちの見守り活動の一環として、赤ちゃんの生まれた家庭に、おめでとうの気持ちを込めて訪問させていただき、プレゼントや子育て情報誌などをお届けしています。



【赤ちゃん訪問時のお届け物例】

重要視点3 人権擁護

基本目標

○ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実

【施策の考え方】

高齢者、障がいのある人、児童、夫婦間で起こる虐待やドメスティックバイオレンス（以下「DV」という）は家庭内で潜在化し、被害が深刻化しやすい傾向があるため、地域や関係機関による早期発見・早期介入できる体制を整備します。

認知症や障がいなどにより、自分の思いや考えを家族や他者に上手く伝えることができずに、生きづらさや日常生活のしづらさを抱えている人に対し、継続的に支援できる体制を構築します。

成年後見制度を周知し、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化します。

【基本的な施策の方向性】

（1）虐待防止及び対応充実のための体制整備

高齢者、障がいのある人、児童、夫婦間などあらゆる対象に向けられる権利侵害に対し、身近な地域の中で早期に発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し重層的な相談対応をめざします。

- ① 丹波市配偶者暴力相談支援センターの周知
- ② 地域と連携した地域包括支援センターの運営
- ③ 丹波市障がい者虐待防止センターの周知
- ④ 丹波市要保護児童対策地域協議会の支援強化
- ⑤ 虐待やDVなど権利侵害を予防するための学びの場の推進
- ⑥ 虐待やDVの早期通報ができる市民の意識向上
- ⑦ 隣保館指導職員による総合生活相談・指導

（2）権利擁護ニーズに対する支援体制の充実【重点施策】

個別の権利擁護のニーズや相談に対して継続的に支援できるように権利擁護支援センターを設置します。権利擁護支援センターでは、すべての人が自分の意思で社会に参画できるようにするノーマライゼーションの理念に基づき、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制をめざします。

- ① 権利擁護支援センターの設置
- ② 権利擁護における支援者のネットワーク構築
- ③ 権利擁護に関する周知啓発
- ④ 障がいのある人への差別解消と理解促進
- ⑤ 認知症高齢者が自分らしく地域で過ごせる取組み

（３）成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

権利擁護の支援における手段のひとつである成年後見制度が身近なものとなり、利用しやすい仕組みを整えます。

- ① 成年後見制度利用促進基本計画の推進
- ② 成年後見制度の利用促進

コラム 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れたり、認知症の方が運営に参加したりするカフェです。認知症カフェで認知症の人が地域の人たちと交流したり、自分のできることを役割として担うことで、生きがいを感じたり地域の方とつながるきっかけを作ります。

▼ブックカフェに集まった当事者や支援者が手芸などの作業を通じて交流



【たんぽぽのわたげ（BookCafe）】

▼認知症の方も活躍できる場づくり



【注文をまちがえる喫茶店～だんない～】

＜写真＞丹波新聞社提供

重要視点4 人づくり

基本目標

- 住民の福祉意識を高め地域福祉の担い手として育成
- 福祉現場に関わる人材の確保・育成

【施策の考え方】

住民一人ひとりが互助、共助の担い手であることの意識を持っていただくよう、地域での交流の機会を増やし、人と人との絆を強めていきます。また、地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動の支援を図るとともに、次代を担う子どもへの福祉教育を充実し、地域福祉の担い手を育成します。

また、福祉の職場に従事する人材を確保するため、「福祉業界のやりがい・魅力の情報発信」「福祉学習の場としての社会福祉法人の位置づけ」を充実し、市を挙げて福祉業界のイメージアップと職場定着を推進していきます。

【基本的な施策の方向性】

（１）住民の福祉意識の高揚

住民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚し、福祉について考え、地域での支えあいにつながる取組みを進めます。

- ① 様々な媒体による福祉情報の提供
- ② 地域支えあい推進会議の設置と運営の活性化
- ③ 出張教室や学習会・懇談会など、地域における学習機会の提供

（２）住民による地域福祉活動の支援

地域で困りごとを解決しようとするときに障壁となりがちな「個人情報」の保護について正しく理解するとともに、住民主体で活動が進められるよう、自治会や丹波市社協、社会福祉法人をはじめとした関係機関と連携して支援します。

- ① 丹波市版「地域福祉活動における個人情報保護ガイドライン」の策定
- ② 暮らし応援隊の登録者増加への支援
- ③ 多職種の専門機関の連携による、地域に出向いての活動支援

（３）福祉教育の充実

学齢期からの福祉教育や地域での人権学習や公民館活動など、生涯を通じた福祉学習を推進することで、若い世代の福祉意識を高め、「我が事」として捉えることのできる人材を育成する取組みを進めます。

- ① 丹波市社協や社会福祉法人と連携した福祉学習プログラムの開発検討
- ② 学校での福祉教育を支援する地域人材の養成
- ③ 教育委員会と一体的に連携した福祉教育推進

（４）福祉現場の魅力アップと職場定着支援

現場の魅力ややりがいを発信し、職業として選んでもらえる職場づくりと、長く働けるような体制づくりを、福祉業界と連携しながら取組みます。

- ① 現場の魅力発信を主眼に置いた広報活動の強化
- ② 丹波市独自の処遇改善策の検討

（５）多様な施策による人材確保

丹波市社会福祉法人連絡協議会をはじめとした福祉業界の意見を聴きながら、丹波市内で各種資格を取得し、スキルアップできるような仕組みの構築を行い、福祉業界が安定的に運営できるよう多様な施策を講じます。

- ① 各種補助制度のより一層の充実と資格取得がしやすい仕組みの構築
- ② 丹波市社会福祉法人連絡協議会を中心とした市内事業所全体での人材確保策の検討と実施
- ③ 福祉現場の専門職を支える人材の確保・育成

（６）研修体制の充実による人材育成の強化

福祉現場において、それぞれの職場内外の研修を充実するとともに、関係団体との横のつながりを深め、福祉業界全体の資質の向上を進めます。

- ① 後進育成のためのマネジメント力の強化
- ② リスクマネジメントの強化とマニュアルの作成支援

（７）業務改善による効率化と安全性向上の推進

ＩＣＴを活用し、安全性を保持したまま効率化による業務改善を進めるための取組みを検討します。

- ① 安全性と業務効率とやりがいを追求した業務改善モデル事業の検討
- ② 業務の円滑化のためのＩＣＴ導入補助の検討

重点視点5 公益活動

基本目標

- 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの推進

【施策の考え方】

丹波市社会福祉法人連絡協議会の活動を活性化させるとともに、社会福祉法人やNPO等の専門職等の資源を地域につなげ、地域と一体となったネットワークを形成します。

【基本的な施策の方向性】

（1）丹波市社会福祉法人連絡協議会の活性化

地域に出向いて支援できるよう、担当者レベルでも話しあいを持ち、丹波市社会福祉法人連絡協議会が活性化するように支援します。

- ① 担当者レベルの会議設置
- ② 丹波市社会福祉法人連絡協議会と多職種の専門職員との連携強化

（2）法人資源を活かした地域への働きかけ

社会福祉法人等の施設や職員の専門的知識等を地域に還元し、地域での福祉活動が円滑に進むよう地域への働きかけを行います。

- ① 地域支えあい推進会議への積極参加
- ② 地域の福祉学習の交流拠点としての位置づけ

（3）地域公益活動を通じた社会福祉法人等の見える化

（1）（2）の取組みを進めることによって、社会福祉法人等の理念や活動が地域住民に理解され、頼られる法人となるよう関係機関とともに努めます。

- ① 地域公益活動を通じ社会福祉法人等の地域への周知と理解を進める
- ② 地域と一体となった公益活動を推進

重要視点6 福祉基盤づくり

基本目標

○包括的な支援体制を進めるために必要な福祉基盤の整備

【施策の考え方】

- ・「福祉まるごと相談」を中心に地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、本人・世帯の属性にかかわらず、丸ごと受け止める相談支援(断らない相談支援)、地域資源を活かしながら、就労支援や居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援(参加支援)、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援(地域づくりに向けた支援)を踏まえた事業を整備・推進します。地域づくりに向けた支援を進めるにあたり、地域支えあい推進員による支えあい推進会議の設置が重要となってきます。支えあい推進会議は自治会役員や社会福祉法人、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等様々な機関や、小中PTA、老人クラブ等全世代が一堂に集い話しあう場です。地域包括ケアシステムを深化・推進するため全世代からの意見を聞ける場を強化するため、指導者である支えあい推進員の増員を行い福祉基盤を強化していきます。
- ・地域において課題が潜在化しないよう、行政や丹波市社協、地域組織による地域課題を発見する機能を強化します。また、地域住民自らが課題を発信し、隣近所の困りごとに「気づく」意識を持てるよう働きかけを行います。
- ・地域福祉や福祉サービスに関する広報・啓発や生涯にわたる福祉教育などを推進し、市民の地域福祉の意識の向上を図ります。

【基本的な施策の方向性】

(1) 総合的かつ伴走型相談支援体制の整備【重点施策】

本市に令和2年(2020年)4月から「福祉まるごと相談」を開設し、「断らない相談支援」として窓口の一括化を図り、各機関へつないでいきます。

「よろずおせっかい相談所」を市内の社会福祉法人すべてに設置し、地域住民の生活課題をより近い所で受け止め、各機関へつながる仕組みを推進していきます。

- ① 「福祉まるごと相談」窓口の体制強化
- ② 相談体制の庁内ネットワーク
- ③ 社会福祉法人、医療法人、民生委員・児童委員等連携の強化

（２）社会福祉サービス等の適正な利用促進

低所得者等に配慮した負担軽減制度の設置や介護給付の適正化及び保険者機能の強化をめざします。

- ① 介護保険制度によるサービスの提供
- ② 障害福祉サービスの提供

（３）隣保館運営事業の推進

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題解決のための各種事業を総合的に実施していきます。

- ① 人権歴史講座・セミナーの開催
- ② 地域交流事業の実施(料理教室等事業を通して住民相互の交流・促進を図る)
- ③ 啓発及び広報活動事業
- ④ 地域交流促進事業（高齢者・子どもの居場所づくり事業）
- ⑤ 隣保館総合生活相談(常設・出張相談)

（４）社会福祉施設等の適正な管理運営

福祉センター及び老人福祉センターは市内4カ所で運営していますが、どの施設も老朽化しており、福祉センター機能の統合を含め、地域福祉を推進する拠点として福祉センターの新たな活動拠点の展開を検討していきます。

また、社会福祉法人などの指導監査についても適正に実施し、地域に根づいた活動を推進します。

- ① 福祉センター・老人福祉センターの統廃合
- ② 次世代へとつなげる地域福祉活動拠点の検討
- ③ 社会福祉法人等の適正な指導監督の実施

（５）社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上

地域福祉アンケートにおいて、福祉への関心がないとの回答は5.3%と低い値となっていますが、福祉への関心があるが46.2%と、どちらともいえない41.4%と同じくらいの値となっています。問「地域福祉を充実するために特に優先して取り組むべきこと」に対して「福祉に関する情報の提供」が29.1%を占め、情報発信不足が、地域住民の社会福祉制度や事業に触れる機会を減らしていることが想像されます。民生委員・児童委員や丹波市社協の認知度はそれぞれ30%前後でした。地域福祉を進める身近な存在である民生委員・児童委員や丹波市社協と共に、地域住民の福祉への関心から高めていきます。

- ① 広報活動の充実
- ② 住民の福祉意識の醸成

（６）ユニバーサルデザインの推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」との「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本に、公共交通を含めた移動支援施策の検討や高齢者、障がいのある人等の多様な住まいを提案します。

- ① 「福祉送迎サービス(おでかけサポート)」や「デマンド型乗合タクシー」の積極的な活用を推進
- ② 「ユニバーサルデザイン」にかかる地域市民への研修会実施

コラム よろずおせっかい相談所

市内の社会福祉法人が設置している「よろずおせっかい相談所」と地区が設置する「よろずおせっかい相談所サテライト（愛称：つなぎ）」があります。「よろずおせっかい相談所」は社会福祉法人が持つ福祉の専門性の強みを生かして地域住民の悩みの解決をめざし、「つなぎ」は住民の方の身近な相談や悩みごとを話せる場として開設し、受けた相談や悩みごとで解決できないものは、社会福祉協議会や市役所の担当窓口、民生委員、地域包括支援センターなどにつなぐ役割をめざします。

▼よろずおせっかい相談所サテライト（愛称：つなぎ）の開設状況



【市島町竹田地区】

重要視点7 防災・減災

基本目標

○災害時要援護者への支援

【施策の考え方】

災害時に自力で避難できない方や、避難勧告等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、あらかじめ本人の申請に基づく「災害時要援護者名簿」を作成するとともに、自治会、民生委員・児童委員等及び市の関係機関に名簿を配布し、情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な避難行動がとれるための体制整備を行います。

【基本的な施策の方向性】

（1）災害時要援護者の把握と名簿更新

防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めます。このうち、少なくとも自力での避難が困難な人については、「災害時要援護者名簿」を整備し、地域における居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新します。

また、避難支援等に携わる関係者である自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設（避難者受入施設）に対して、災害時要援護者本人の同意を得た上であらかじめ「災害時要援護者名簿」を提供し、多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進します。

（2）災害時における個別支援計画の作成と共有化

災害時要援護者一人ひとりについて、本人やその家族を交えて災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を自治会や自主防災組織、ケアマネジャー等と連携のうえ作成し、避難支援等に携わる関係者と共有します。

（3）平常時における災害への備え（訓練・意識）

市及び防災関係機関は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知を徹底し防災意識の高揚を図ります。

また、全世帯にハザードマップを配布するとともに、市ホームページに掲載し、企業等を含めて、危険箇所や避難所等について広く周知するとともに、警報や避難情報等の伝達システムを整備・充実します。さらに災害時要援護者も参加する訓練

の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めます。

（４）高齢者及び障がい者施設における避難確保計画及び業務継続計画の作成

水害や土砂災害が発生するおそれのある要配慮者施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要となる「避難確保計画」の作成を適時推進し、防災体制の強化に努めます。

また、あわせて要配慮者施設において、非常時における介護サービス等の継続を行うための「業務継続計画」の作成を促進します。

第6章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

本計画において、重点施策として取り上げた施策を進めるにあたって、庁内において部課を超えて、連携が必要なものについてはチームを設置し推進していきます。

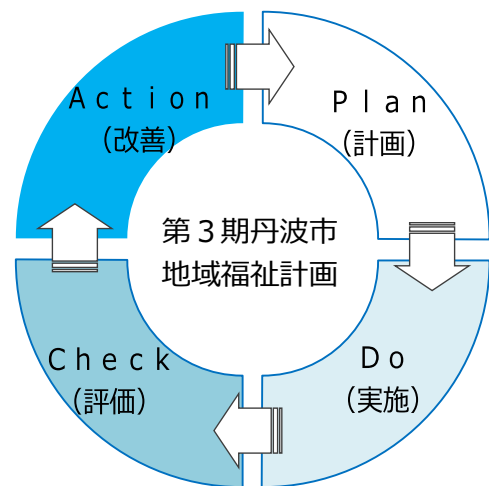
また、重点施策については、期間を定め(基本的に年度設定)、目標を設定し管理をします。

2 計画の進行管理

「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を年度ごとに行います。

計画の進行管理については、「丹波市成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に行います。

また、各計画で示す施策は、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って進行管理を行い、効果的・効率的に取り組みを推進します。



3 重点施策の評価指標

重点施策を中心に指標を設定しています。計画の基盤整備が進み、その進捗状況に応じて新たな指標を設定します。

【地域を基盤とした多職種・多機関・連携強化】

□地域特性を活かした介護・福祉、多職種・多機関の連携と協働

	令和2年 (2020年)実績	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
民生委員・児童委員と 住民自治組織との連携 ※1	1	8	25	25	25	25
複合課題に対する他部 署、他機関事例検討実 件数 ※2	-	20	20	20	20	20
市民の割合 ※3	-	38%	42.0%	46.0%	50.0%	50.0%

※1 民生委員・児童委員と自治協等との情報交換会及び合同研修会等の開催数

※2 福祉総合相談係に関わり、他部署、他機関を入れて複合課題を解決するために検討した実件数（地域ケア会議等）

※3 「住んでいる地域は、生活課題について気軽に相談できる環境が整っている」と感じている市民の割合。
平成30年時点：30.3%、令和元年時点：30.6%

【地域づくり】

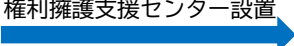
□自治協議会による支えあい推進体制の整備と活動の充実

	令和2年 (2020年)実績	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
支えあい推進会議 設置数（か所）	14	17	21	25	「支えあい推進会議」全地区設置 	

※「支えあい推進会議」が市内全地域で設置完了後は、会議開催回数や「支えあい推進会議」で取り上げられる事案等を指標として検討する。

【人権擁護】

□権利擁護ニーズに対する支援体制の充実

	令和2年 (2020年)実績	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
権利擁護支援センター の設置	未設置	設置のための検討 		権利擁護支援センター設置 		

※センター設置後は、相談件数やネットワーク会議の開催数等を指標として検討する。

第1部 第3期丹波市地域福祉計画

□権利擁護支援センター設置までのスケジュール

項目	令和3年度(2021年度)												令和4年度(2022年度)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備委員会委員選定																								
準備委員会開催		①				②				③			④			⑤						⑥		
運営方法決定																★								
センター開設準備																								
予算要求																								
職員研修																								
市民向けフォーラム																								

【福祉基盤】

□総合的かつ伴走型相談支援体制の整備

	令和2年 (2020年)実績	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
相談支援体制の整備	—	庁内連携の構築				
		伴走型支援の仕組みづくり				
各機関から繋がった 相談件数	—	40件	40件	40件	40件	40件

※各機関（民生委員・児童委員、地域包括支援センター、担当ケアマネジャー等）から繋がった相談件数
（令和元年度 26件）

第2部 丹波市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、自分ひとりで行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことで、本人の権利擁護支援を図る制度です。しかし、この制度が認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の安心な生活を支える重要な手段のひとつであるにもかかわらず十分に利用されていないのが現状です。

このような状況の中、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成28年（2016年）5月に施行し、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この計画では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

成年後見制度をめぐる国の動向を踏まえ、本市においても認知症高齢者や障がいのある人などの権利が守られるよう支援し、住み慣れた地域の中で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「丹波市成年後見制度利用促進計画」（以下「利用促進計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

利用促進計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく計画であり、本市における成年後見制度の利用促進について推進を図るための計画です。

また、「第3期丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「第8期丹波市介護保険事業計画」及び「第6期丹波市障がい者基本計画」と連携を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、計画期間は、丹波市地域福祉計画にあわせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

4 計画の策定体制

令和元年度(2019年度)に、丹波市地域福祉計画を策定するための「丹波市地域福祉計画推進協議会」の中に「虐待対策・権利擁護支援部会」を設置し、本計画策定に向けた審議を重ねました。

第2章 本市における成年後見をめぐる現状と課題

1 現状

本市人口は令和元年度(2019年)で64,380人、そのうち高齢者人口は21,574人、高齢化率は33.5%、認知症高齢者数は2,545人となっています。

障がいのある人の状況をみると、令和元年度(2019年度)療育手帳の所持者数は787名、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は589名となっています。

このような状況の中、成年後見制度の利用者数は161名(令和元年(2019年)7月末現在)、利用率は0.25%で県平均の0.18%に比べ高い水準となっています。また、成年後見制度の市長申立て件数(介護保険課・障がい福祉課)は1件となっています。

丹波市社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者数は26名(令和元年度(2019年))となっています。

□成年後見制度利用支援事業の利用者数

高齢者	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市長申し立て件数	4件(3件)	2件(2件)	1件(1件)
報酬補助件数	3件	7件	6件
障がいのある人	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市長申し立て件数	0件	0件	0件
報酬補助件数	3件	6件	5件

※市長申し立て件数における()内の数値は虐待件数

※成年後見制度利用支援事業とは、申立ての審判の請求、審判の請求に係る費用の負担や成年後見人等の業務に係る報酬に対する補助を行うこと

□丹波市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者数

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
高齢者	6件	7件	10件
精神障害者保健福祉手帳 及び療育手帳 所持者	12件	12件	11件
その他	3件	4件	5件
合計	21件	23件	26件

障がいのある人の相談支援窓口として、障がい者基幹相談支援センター1ヶ所に加え、相談支援事業所3ヶ所を設置し、高齢者の相談窓口では基幹地域包括支援センターを中心に委託地域包括支援センターを3ヶ所設置しています(平成31年度(2019年度)末現在)。また、高齢者権利擁護相談日を設け、相談者別延べ件数は35名

となっています（令和元年度(2019年度)現在）。相談内容では成年後見制度、金銭・財産管理や債務整理に関係するものが多くなっています。

障がいのある人への虐待については、通報件数に大きな変化はなく、横ばいで推移し、複合的な支援ニーズを有する家庭が少なくなく、生活困窮など新たな支援ニーズが確認される事案が増加しています。また、不当な差別的な取扱いを受けたり、合理的配慮が提供されていない事案などの障がい者差別や、SNS¹¹を通じて消費者トラブルに巻き込まれる等の事案が増加している状況です。

高齢者虐待については、通報件数は養護者によるものが40件、要介護施設従事者等によるものが4件となっております。複合的な問題がある場合は県の専門職チーム派遣事業によるスーパーバイズ¹²にて法的・福祉的専門性の高い助言を受けています。

¹¹ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、人と人をつなげ、コミュニケーションを活性化させ、交友関係を広げたり、新たな交流を作ることを目的として使用される。Facebook や Twitter、LINE などが代表的なもの。

¹² スーパーバイズ：課題を解決するために助言すること。

2 課題

これまでの権利擁護支援に関する取組みから次の問題点、課題が浮き彫りになっています。

少子高齢化が進行しており、全世帯における高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた割合は23.8%（平成27年(2015年)現在）、令和元年度(2019年)の認知症高齢者数は2,545人で、前年度より283人増加しています。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年度(2019年)は前年度より22人増加して1,376人となっています。このような背景から高齢者虐待件数の増加や、障がいのある人については不当な扱いや障がい者差別の案件が増え、権利擁護支援が必要な方が増加しています。

しかし、第3期丹波市地域福祉計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、成年後見制度の認知度については、「内容は少し知っている」が25.8%と最も多いものの、「ことばも内容も全く知らない」が23.2%、「聞いたことはあるが、内容はあまり知らない」が21.7%と制度が周知されていないことがわかります。

以上のことから、成年後見制度に関する相談支援、申立てにおける支援、後見受任後の支援ができるように関係機関との継続的な支援体制とネットワークを構築する必要があります。

第3章 今後の取組み

1 取組みの方向性

権利擁護支援が必要となった時に、適切に成年後見制度を利用することができるように、市民の制度に対する正しい理解が深まるよう周知に取組み、早期の段階から備えることができるようにするため体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に取組みます。

このため、多様な職種や関係機関等との「地域連携ネットワーク」により、権利擁護支援が必要な方を発見・支援すること、早期段階からの相談体制を確立すること、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用ができるような支援体制の構築を進めることで、成年後見制度の利用促進のための取組みの強化を図ります。

本市の権利擁護支援に関する現状と課題を踏まえ、次の方向性に沿って関連施策を推進します。

(1) 成年後見制度の利用しやすさの向上

① 権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援

福祉・医療等の関係機関や金融機関など、権利擁護に関係する地域の機関の連携を強化し、支援が必要な市民の早期把握及び、そのニーズに応じた支援ができる体制を整備します。

② 後見類型等の選択と他のサービスとの連携

本人に関する情報シートや診断書などの情報を参考に、早期の段階で本人の意思を確認しながら、適切な後見類型を選択し、必要な福祉サービスや医療、地域の支えあい等を個人の状況に応じて提供されることをめざした支援を推進します。

また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、日常生活自立支援事業等の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が必要なケースについては、成年後見制度に円滑な移行が行えるよう支援します。

③ 適切な受任者調整（マッチング）等

成年後見制度の利用に際しては、支援が必要な市民の意向の確認とともに、必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、本人に関する情報を家庭裁判所に的確に伝えることができる体制を整備します。

特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる市民については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であることから、家庭裁判所が本人の特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制づくりに取組みます。

④ 関係機関との連携による市長申立の推進、利用助成の活用

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立については、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。

また、制度利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

① 相談体制の充実

権利擁護に関する相談にあたっては、市及び丹波市社協が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応します。

② 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

利用者の意思を尊重した身上保護・財産管理のため、厚生労働省がまとめた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を普及・啓発します。

③ 身上保護の充実

後見人が制度利用者に対し、きめ細かな身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療、地域の支えあい等の提供が行われるよう支援を行います。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

① 利用者と後見人を支えるチーム体制づくり

制度利用者にとって身近な親族をはじめ、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う支援体制を整備します。

② 権利擁護支援センター¹³の設置

権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築し、関係機関等の協議の場を適切に運営していくため、「権利擁護支援センター」を設置します。

権利擁護支援センターには、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての機能を整備します。

¹³ 権利擁護支援センター：認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分で、契約や財産管理が困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心してくらすことができるよう、お手伝いする相談・支援窓口。

(4) 後見人等の担い手の確保

① 市民後見人¹⁴の育成

成年後見制度の利用促進を踏まえた取組みにより掘り起こされた利用ニーズに対応していくため、後見支援の担い手として市民後見人の育成について検討し、地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて取り組んでいきます。

② 法人後見¹⁵活動の推進

公共性、継続性が高い法人後見は、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整もとやすいことから、市民が安心して制度利用ができるよう、法人後見活動の推進に向けての取組みの強化を図ります。

③ 親族後見人への支援

親族後見人に対し、制度や研修に関する情報提供などにより、後見に対する不安や悩み等を軽減し、安心して後見等の実務に取り組むことができるよう支援します。

(5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止

① 市民へ向けた広報・啓発活動

各団体や機関と連携し、パンフレットや研修会、各種イベントなどを通して、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて理解を深められるよう広報・啓発活動を推進します。

② 関係者へ向けた広報・啓発活動

地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識を一層深められるよう研修会等を推進します。

③ 地域連携ネットワーク等関係機関の連携による不正防止

地域連携ネットワーク及び権利擁護支援センターにより、不正防止対策や救済に関する広報・啓発のほか、後見人を支援する体制を整備し、適切な制度利用と後見活動との両面から不正を防止する取組みを推進します。

④ 後見人への支援

地域連携ネットワークやチームでの支援体制により、親族後見人が孤立することがないよう、利用者や後見人を見守り・相談できる体制を整備します。

¹⁴ 市民後見人：親族以外の市民による後見人のことです。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など、本人を代理して行います。

¹⁵ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

2 計画の進行管理

本計画は、「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、進行管理を行います。

コラム 権利擁護相談会

丹波市介護保険課では、高齢者のみなさんが地域の中で、いつまでも自分らしく安心して生活を送ることができるように、高齢者権利擁護相談会を毎月第二木曜日の午前 10 時から 12 時まで開催しています。

「お金の管理や契約に自信がない。財産などの管理を任せられる人がいたら…」

「体にあざや傷があるので心配、年金も使われてしまっているようで…」

「訪問販売などの悪質商法の被害が心配…、もう被害にあってしまった。」

このような困りごとに対し、市内の社会福祉士と司法書士が相談に応じ、専門的な助言を行っています。

また、権利擁護相談に参加いただく社会福祉士、司法書士と市介護保険課で年に 1 回、連絡会を行い、高齢者権利擁護相談会を通じて見えてくる権利擁護に関する地域の課題や取組みについて検討する機会を設けています。



【権利擁護相談連絡会の様子】

第3部 丹波市子どもの貧困対策推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、健やかに育成される社会の実現に向け、平成25年(2013年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年(2014年)8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

しかし、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年(2015年)の日本の相対的貧困率は15.7%で、18歳未満の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と半数を超えている状況で、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立し、それを受けて、令和元年(2019年)11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「新大綱」という。)が策定されました。

改正法では、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神にのっとり推進することなどが追加されました。また、基本理念の改正のほか、市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。

また、新大綱では、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると明記されました。

子どもの貧困対策の推進をめぐる国の動向を踏まえ、本市においても、本市の将来を担う子どもたちが夢をもち、いきいきと輝くことができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「丹波市子どもの貧困対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村子どもの貧困対策推進計画」に基づく市町村計画として、子どもの貧困対策に関する大綱等の趣旨を踏まえ策定しています。

また、「第3期丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画」と連携を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、計画期間は、丹波市地域福祉計画にあわせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

第2章 本市における子どもの貧困をめぐる現状と課題

1 現状

子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつなぐ必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、さらには高等学校や大学への進学など、子どものライフステージに応じた長期的かつ継続的な支援体制の構築が必要となります。

本市においては、第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画により、「みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く 丹（まごころ）の里」を基本理念に、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした子ども・子育て支援策を推進しており、社会的援助が必要な子どもとその家庭への支援も掲げています。

教育委員会部局や保健・福祉部局など、それぞれの制度を担当する部署においては、子どもの成長に必要な環境の整備や教育の充実に向けた事業、スクールカウンセラー¹⁶やスクールソーシャルワーカー¹⁷の配置のほか、生活困窮世帯・ひとり親家庭などに対する相談支援、経済的支援、就労支援を行っています。

また、隣保館による「子どもの居場所づくり事業」では、小学3年生から中学3年生までを対象とした学習や生活支援、保護者への相談支援を行っています。

しかし、市全体として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための体制が確立されていない状況にあります。

一方、地域では、丹波市社協「子ども食堂事業」による地域団体への支援、自治協議会等による学習支援や体験学習の場づくりなど、子どもの貧困のみならず、地域の状況に応じて、子どもたちを見守り育てるための様々な取組みがなされています。

2 子どもの生活に関する実態調査

令和元年度（2019年度）に、子育て世帯の経済状況や生活状況などの実態を把握し、子どもの貧困対策を推進するため、「丹波市子どもの生活に関するアンケート調査」を実施しました。

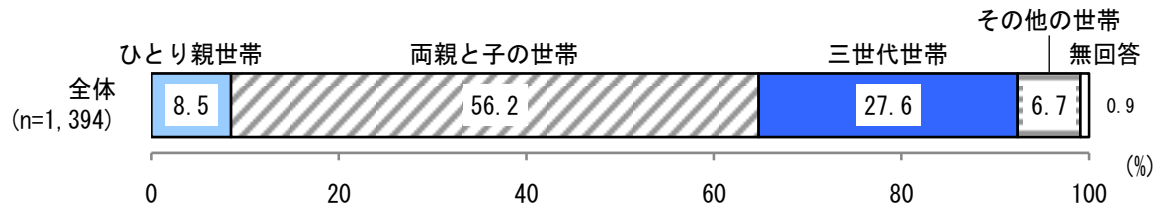
① 調査対象

調査対象	小学5年生の児童 中学2年生の生徒	小学1年生、5年生の児童と 中学2年生の生徒の保護者
配布数	1, 068人	1, 549人
有効回答数	978人	1, 394人
有効回答率	91.5%	89.9%

¹⁶ スクールカウンセラー：学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながらサポートしていく専門家のこと。

¹⁷ スクールソーシャルワーカー：いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。

② 回答者の家族構成



- ・回答者の家族構成は、「両親と子の世帯」が半数を占めており、「ひとり親世帯」が8.5%となっています。

③ 保護者調査結果〔抜粋〕

ア) 相対的貧困率

本市が調査した結果では、市全体の相対的貧困率は9.0%となっており、ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯の割合は38.8%となっています。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、平成30年(2018年)の日本の相対的貧困率は15.4%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.5%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は48.1%(平成30年(2018年))と半数近くを占めています。

【参考】相対的貧困率と子どもの貧困率

国が公表している国民生活基礎調査における「相対的貧困率」は、所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合をいい、また、「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

貧困線を下回る状況になると、その社会で「あたりまえ」の生活を営むためのものが不十分で、様々な機会が奪われ、人生全体に大きな影響が出る可能性が高くなると言われています。

*等価可処分所得

世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。

最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方の生活コストが割高になることを考慮する必要があり、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

イ) 過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無

過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無については、「ある」が7.2%、「ない」が90.6%となっています。

ウ) 病院や診療所を受診しなかった理由

病院や診療所を受診すべきだが受診しなかったと回答した方にその理由に

ついてたずねたところ、「受診する時間がなかった」が56.4%で最も多く、次いで「そのままでも問題がないと思った」が26.7%、「医療費の支払いが不安だった」が5.9%となっています。

エ) 子育ての悩み

子育ての悩みについては、「進学や受験のことが心配である」が32.6%で最も多く、次いで「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が29.7%、「子どもの教育費のことが心配である」が28.1%、「仕事が忙しく、子どもと過ごす時間が少ない」が19.9%となっています。

オ) 必要としていることや重要だと思う支援

必要としていることや重要だと思う支援として、「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が64%で最も多く、次いで「子どものことや生活について悩みごとを相談できること」19.9%、「同じような悩みを持った人同士が知りあえること」16.4%、「病気や出産、事故等にあった際、一時的に子どもを預けられること」15.2%となっています。

④ 小学生・中学生調査の結果〔抜粋〕

ア) 自己評価

自分には将来の夢や目標があると思う小学生は54.0%、中学生は31.4%となっています。

頑張れば良いことがあると思う小学生は52.5%、中学生は36.5%、少しそう思う小学生は24.5%、中学生は24.8%となっています。

家族は自分を大切にしていると思う小学生は74.2%、中学生は55.6%、少しそう思う小学生は12.8%、中学生は17.2%となっています。

イ) 子どもたちの落ち着ける場所

落ち着ける場所があると答えた、小学生は94.1%、中学生は93.0%となっています。

落ち着ける場所については、小学生は「自分の家」が90.1%で最も多く、次いで「祖父・祖母の家」が3.4%、「友だちの家」が1.9%となっています。中学生は「自分の家」が88.4%で最も多く、次いで「祖父・祖母の家」、「友だちの家」がそれぞれ3.2%となっています。

ウ) 行きたいと思う場所

地域にあれば行きたいと思う場所として、小学生は「勉強を無料で教えてくれる場所」に25.6%が「行きたい」27.6%が「少し行きたい」と答えています。「家以外で休日に過ごせる場所」には24.3%が「行きたい」、31.2%が「少し行きたい」と答えています。

また、中学生は「勉強を無料で教えてくれる場所」に27.6%が「行きたい」29.3%が「少し行きたい」と答えています。「家以外で休日に過ごせる場所」

には 30.1%が「行きたい」 31.2%が「少し行きたい」と答えています。

3 課題

経済的な困窮により、急な出費のための貯金（5万円以上）がない、光熱水費が払えないなどの課題を抱え、生活の安定を図れない家庭があります。

また、課題を抱えている世帯が、周囲の目を気にして支援を求めないことで周囲からも気づきにくく、適切な支援に結び付かないことがあります。

このようなことから、地域や社会からの孤立を防ぎ、助けてほしい時に「助けて」といえる身近な相談窓口を充実させることと、同じような悩みを持つ人同士が知りあい、お互いに相談しあえる仲間づくりが必要です。

一方、経済的な貧困に限らず、「病院の受診をする時間がない。」「仕事が忙しく子どもと過ごす時間が少ない。」という状況から、家庭で家族がゆとりを持って子どもに接する時間を確保するなど、安定した子育てができるより良い家庭環境づくりや地域で子育てを応援するための仕組みづくりも必要です。

また、多くの子どもたちの一番落ち着く場所は、「自分の家」や「祖父母の家」などが挙がっていますが、地域の中での居場所があれば行きたいと思っている子どもも半数を占めている状況があることから、地域の人たちとの関わりにより、子どもたちが参加し学べる機会を持つことが必要とされています。

第3章 今後の取組み

本市の子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するための体制を構築します。

支援の方針として、子どもの貧困対策に関する大綱の重点施策を踏まえ、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき各種支援策を推進するとともに、複合的な課題の解決に向けて多分野が連携する包括的な支援をあわせた取組みを推進します。

1 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限発揮し、それぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びの支援を推進します。

- ① 幼児教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上
- ② スクールソーシャルワーカー配置による学校と福祉部門との連携
- ③ 教育カウンセリング事業（スクールカウンセラー配置 等）
- ④ 就学援助事業等の実施
- ⑤ 奨学金の給付
- ⑥ 隣保館による子どもの居場所づくり事業
- ⑦ 生活保護制度による教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）

2 生活の支援

貧困にあえぐ世帯が日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないよう、関係団体・機関との連携のもと早期に発見に努めるとともに、支援が必要な人に制度を確実につなげることで生活面での支援を推進します。

- ① 子育て包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援
- ② 子育てピアサポーターによる相談支援
- ③ スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施
- ④ 市内社会福祉法人等による身近な地域の相談窓口（よろずおせっかい相談所）
- ⑤ 地域住民や地域団体による「地域食堂・こども食堂」や学びの場
- ⑥ 子ども・若者サポートセンターによる相談支援や各種セミナーの開催

3 保護者に対する就労の支援

すべての子どもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じた就労に関する支援を行い、生活の基盤を安定的に確保します。

- ① ひとり親の就労支援
(高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業 等)
- ② 親の学びなおしの支援
(ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労支援、住居確保給付金事業
- ④ ハローワーク、ワークサポートたんばと連携した就労支援

4 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を下支えすることで適切な養育環境を確保します。

- ① 各種手当の支給(児童手当、児童扶養手当 等)
- ② 医療費の助成(乳幼児等・こども医療費、母子家庭等医療費 等)

5 多分野が連携する包括的な支援

幅広い分野での取組みを総合的に進めていくため、児童福祉、母子保健、教育等の関係機関や地域が連携した包括的・一元的な支援体制を整備するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

- ① 庁内関係課による連携体制の構築
- ② 要保護児童対策地域協議会(たんば子ども安心ネット)との連携
- ③ 民生委員・児童委員、自治協議会等地域の団体等とのネットワークづくり

コラム こども食堂

どんぐり食堂は子どもも大人も誰でも集まれる場です。みんなでご飯を食べて、遊んだりおしゃべりしたり。家庭と地域がつながって、みんなで子どもを見守る場です。移動式の食堂で丹波市内を巡回しています。(丹波市市民プラザHPより抜粋)。



【丹波どんぐり食堂の様子】

第4部 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

丹波市社協は、地域福祉を推進する役割を担う組織であり、住民と行政機関等との橋渡しや、住民参画による地域福祉の向上に取り組んでいます。

平成27年(2015年)11月には、丹波市が作成する「地域福祉計画」と、丹波市社協が実践的な活動計画として作成する「地域福祉推進計画」を一体化した「丹波市地域福祉活動促進計画」を策定しました。

現行計画は、令和2年度が計画の最終年度となっています。現行計画における丹波市社協の役割の成果や課題を分析し、住民参画による地域福祉の向上をより充実するため、「第4次丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「社協計画」という。)を新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

社協計画は、住民参画による地域福祉の推進を支援するための計画であり、丹波市社協がどのような支援を行うのかを示す行動指針に位置づけられます。

3 社協計画の期間

本計画の計画期間は丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、丹波市地域福祉計画にあわせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年とします。

また、丹波市の計画のほか、今後の社会情勢の変化により計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

4 社協計画の策定体制

令和元年度(2019年度)に、丹波市地域福祉計画を策定するため丹波市地域福祉計画推進協議会が設置されました。丹波市地域福祉計画の策定協議とあわせて社協計画を策定するため、市計画策定委員と、別に丹波市社協で選考した委員により構成される「地域福祉推進部会」において、丹波市社協内で協議してきた内容を具体化していくために審議を重ねました。

第2章 これまでの取組みの成果と今後の課題

1 現行計画（第2次地域福祉活動促進計画）の成果と課題

平成27年(2015年)11月に策定した第2次地域福祉活動促進計画に基づく丹波市社協の取組みの成果と課題を整理すると次のとおりです。

基本 目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】達成できたところ	【課題】未達成なところ
基本 目標 1 認めあう	①相互理解の推進	平成30年度(2018年度)より、支所の体制を3名としたことで、それまでより地域へ出向きやすいメリットが出てきています。このことは各事業の充実に表れています。 対応事業としては、完全ではないものの一定の成果が達成できていると考えます。	地域の福祉団体や事業者等と連携して、当事者や専門職とともに住民に対し啓発等を行う体制は現状としてあまりとれていないと感じています。 多様性を受け入れる体制づくりのために、多様な団体、事業所等と一緒に取り組んでいく方向性は今後必要となります。
	②福祉教育の推進	本市では各小中学校の授業でカリキュラムとして福祉学習が行われており、当会の助成金や体験用具を有効に活用し外部講師も呼んで実施されています。 ファミリーサポートでは交流会・講習会において若い親子の絆を深める取組みを実施しています。 これらを通じ、心のバリアフリーの醸成を進めることで一定の成果が達成できたと考えます。	地域においては、サロンなど集いの場が増えてきています。地域によってはサロンのプログラムに福祉学習などを取り入れられているところがありますが、そうでないところも多いです。 当会としては地域に出向き、積極的に集いの場に入っていく必要があります。
	③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	推進方策の取組みとして、「移動・交通手段の充実」項目があり、おでかけサポートを対応事業としています。 市と連携を取りながら長きにわたり、高齢者、障がいのある方等の外出を支えています。	
	④権利擁護の推進	包括支援センターやケアマネ等により、日常生活自立支援事業の啓発および利用につながる相談が増えてきました。	当会も含め、市内の相談支援機関との横の連携がなく、必要な人に必要な支援ができていない可能性があります。

基本目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】達成できたところ	【課題】未達成なところ
基本目標2 支えあう	①地域福祉のネットワークづくり	地域福祉のネットワークづくりについては、平成28年度(2016年度)に受託した生活支援体制整備事業がその役割を担っています。 少しずつではありますが、地域住民の福祉意識を高める取組みを行い、これからの超高齢社会、人口減少社会に対応できる地域づくりを推進しています。	これからの社会についての影響、あるいは役割分担について、自治会レベルでの啓発をもっと進めなければなりません。
	②地域福祉活動の人材の確保、育成の強化	近年の事業計画の重点推進項目に「地域の担い手づくり」を入れ、推進してきました。ボランティア養成講座で重点的に養成を行っています。 サマーボランティア体験教室やくらし応援隊養成講座を含め、幅広い世代が参加しやすい環境づくりを整えています。	対象世代別にボランティア養成講座の開催日や時間を変えたり、人が参加しやすい工夫はさらに必要です。さらなる啓発と、活動環境の整備が必要です。
	③各種団体との情報交換や連携の強化	現在、地域支えあい推進員がコーディネーターの役割を担い、「支えあい推進会議」の設置を通じて連携の強化を図ることができています。	令和2年度(2020年度)での受託終了後の支所体制整備を継続して進めていく必要があります。
	④利用者本位のサービス提供	サービス利用対象者を見つける地域での相談体制については、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、相談支援事業所、ケアマネ事業所等の充実により以前より内容を共有しやすくなっています。	
	⑤生活困窮者や就職困難者に対する自立支援	小口の生活支援貸付制度や物品援助事業は本市にはなく、当会のみであり、相談運営上解決手段としてよく使われています。	対象となる方に寄り添った支援は長期支援になるうえ、支援員も限られた人数で運営していくことになるため、包括的な相談支援体制を整えるには、市全体での取組みが必要になります。

基本目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】達成できたところ	【課題】未達成なところ
基本目標3 つながる	①防災・減災など 安心した地域づくりの推進	被災規模に応じ、本市と協議の上災害ボランティアセンターを平成26年(2014年)と平成30年(2018年)の2回開設し、災害ボランティアのお世話になりながら生活の復旧に向けた業務を行いました。 災害ボランティアセンターの運営方法や備品の補充、マニュアルの改訂をその都度行い、次の災害に備えました。	地域の要配慮者は最終的には事業所等が面倒を見ることになっても、避難準備段階では地域の力を借りないと状況把握できにくく、また、避難所での一定の配慮も必要になります。 万一に備え、その人にあった計画を基に役割分担をきっちりと行っておく必要があります。
	②地域ぐるみの健康づくりの推進	本市が進めるいきいき百歳体操の開催箇所を増やすため、当会で体操に必要な備品購入費を助成し、その結果開催カ所数が大幅に増加しました。また、地域のサロンにも運営費助成やプログラム支援を行い、集いの場の整備を行いました。	
	③丹波市ボランティア・市民活動センターの充実・強化	当会本所・各支所において既存ボランティアグループへの対応、ニーズマッチング等を日常業務として行っています。 平成30年度(2018年度)に運営委員会の刷新を行い、NPOや企業、学校等の意見を幅広く聴いて協議できるよう体制整備を行いました。	
	④市民の活動拠点の整備	第2層「支えあい推進会議」の設置により、話しあいの場は自治協の建物で実施されており、市民に身近な活動拠点となっています。	地区へのよろずおせっかい相談所の設置は、市民の声をいち早く受け止められる場となりますが、設置は地域住民が納得したうえでのこととなるため、体制整備事業とあわせて理解を得る必要があります。
	⑤虐待防止への取り組みの推進		個人宅に出入りするヘルパーやケアマネなど、当会が受け持つ事業所職員は高齢者虐待の早期発見、ファミサポでは虐待に関する研修などを行い、近隣の家庭の見守りができるかと思われますが、この分野について意識的な取り組みを行っていません。

2 丹波市社協が抱える問題点と課題

地域福祉をめぐる情勢

少子高齢化・人口減少社会の到来により、丹波市においても高齢者の急増と現役世代の急減が進み、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに年々増加しており、要介護認定者も増加しています。高齢者やDV・児童に関する相談件数が増加する中、「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」といった意見もありますが、「地域の行事や活動が多すぎる」、「隣近所の人にできる手助けや協力は特にない」とした人が最も多くなっています。こうした地域社会の中にあっても、様々な問題解決に向け「互助」「共助」の意識を高める施策の展開が求められています。また平成26年、平成30年には豪雨災害が発生し、高齢者や障がいのある人、子どもなど、社会的に弱い立場にある人びとに特に大きな不安をもたらしています。誰もが時には支えられ、時には支える力を発揮できる住民参加の支えあいの社会をつくることが課題となっています。

このような状況のもと、丹波市社協が担う事業や業務の現状を振り返り、統計データやアンケート調査を参考にしながら、問題点や課題について次のとおりまとめました。

◆地域福祉を進める上での問題点と課題

(1) 丹波市社協の位置づけ

アンケート調査において、丹波市社協の「名前を知っているが、役割は知らない」や「設置されていることを知らない」と答えた人が、約65%あります。また、赤い羽根共同募金、福祉バザー、心配ごと相談、広報紙『ふくしほっと通信』、無料法律相談などは多くの方に知られていますが、地域福祉推進支援事業（自治協議会などの取り組みの支援）や出張教室（福祉に係る講演や認知症予防ゲームなどの出張開催）、ふだんのくらしサポートセンターの運営などは知名度が低く、住民参画による地域福祉を推進する組織としての丹波市社協の役割や機能が住民には十分伝わっていない様子がうかがえます。

今後は今まで以上に地域に出向き、個人や地域の課題を把握し、解決に向け一緒に考えていくことで丹波市社協の役割や機能についての理解度を上げていく必要があります。

(2) 生活支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や生活支援を必要とする方の増加など、要支援状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の生活支援体制の整備が急務となっています。

丹波市社協では、自治会や個人など多様な主体が提供する様々な生活支援を利用できるような地域づくりを進めるにあたり、平成28年度(2016年度)から生活支援コーディネーターを3名配置し、地域資源のネットワーク化や、若者だけでなく元気な高

齢者も生活支援の担い手として位置づけ、社会参加を促す取り組みを自治協議会等を中心に推進しています。また生活支援の担い手である「くらし応援隊」の養成等や相談業務を進めています。

地域福祉を充実するために優先的に取り組むべきこととしては、アンケート調査でも「高齢者・障がい者などの介護や生活支援」を挙げる住民が多くなっています。しかし、福祉に関心を持つ住民の割合をみると、「関心がない」や「どちらともいえない」が半数近くを占めており、福祉への関心や人付き合いの希薄化した社会の意識改革は簡単ではなく、事業推進に時間を要しているのが現状です。

今後も自治協議会等への支援を行い、ともに連携しながら、地道ではありますが地域住民に地域共生社会の必要性について十分理解をしていただき、お互いに支えあえる体制づくりを継続していくことが必要です。

（３）生活困窮者への支援

長期的な景気低迷等の影響を受け、失業、疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、さらにコロナ禍などにより収入の減少や経済的に困窮する人が増加しており、明日の食料も無いなどといった深刻な生活困窮状態に陥ってしまった人も見受けられます。

また、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い課題に対する支援の実施、更に生活困窮者がＳＯＳと言える環境整備と、早期の状況把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の掘り起こしなど、住民が「相互に支えあう」地域づくりが重要になっています。

丹波市の福祉総合相談窓口を中心に、各専門機関等が連携して情報を共有し、適切な支援を行っていくことが必要です。

◆丹波市社協の運営上の問題点と課題

（１）職員の確保・育成

介護人材不足が全国的な問題となっている状況において、丹波市社協では若い職員の新規採用が長期に渡って途絶えており、介護事業に従事する職員の高齢化が進み、円滑な世代交代が出来ていません。今後、サービスの質を確保しながら事業継続ができるのか先行き不透明となっています。また、職員の資質の向上においては職員の多くが臨時職員であり、全職員を対象とした研修や自己研鑽の積極的な取り組みが難しいのが現状です。

求職者から選ばれる魅力ある組織となるため、働きやすい職場づくりや個々の能力を伸ばす研修、フォロー体制の充実を図る必要があります。また、地域支援担当職員にあっては地域に出向き、住民とともに課題解決を図る過程の中で学び、成長していくことが重要です。

（２）財源の確保

丹波市社協は、住民主体の社協活動であることを基本としつつ、地域福祉事業の推進のため、主たる事業として介護福祉サービス事業を実施し、その収益を地域福祉事業に還元する運営形態を執っており、積極的に様々な社会福祉事業を展開しております。その事業規模は、市町規模に比して県下でも上位にあると自負しています。

その介護福祉サービス事業においては、極力職員数を増やさずに認知症加算やリハビリ加算などの取得によるサービスの向上を図ることで、介護報酬を増加する取組みを行ってきました。一方、大幅な赤字経営が長期に渡っている認知症対応型通所介護事業所は一定の役割を終えたことから事業廃止を行うなど経営努力的な取り組みを模索しましたが、一部の事業所では赤字運営が続いています。

これには様々な要因がありますが、通所介護事業は、稼働率が低いためにサービス活動収益が人件費に見あう水準となっていないことが影響していると考えられます。また、訪問入浴介護事業は、住民はもちろん市内の他事業所からのニーズは高いものの、対象者が限定的であることや現行の介護報酬では採算が取れないなどが要因で、住民のニーズや近隣の競合事業所の状況を踏まえて、事業実施体制の見直しが急務となっています。

市の有償貸付施設である東部及び西部デイサービスセンターは、施設や設備の老朽化により修繕が必要になっており、今後はさらに多額の費用負担が発生するものと見込まれます。また、指定管理者として福祉センターの管理運営をしている本所や支所についても、施設の老朽化などにより維持管理経費の捻出に苦慮しています。さらに、将来的に支所等が移転する場合は新たな拠点を模索する必要があり、財源確保を含め大きな課題となっています。

社協会費や共同募金については、社協の自主財源として貴重なものであり、無料法律相談等の個別支援事業、ふれあい・いきいきサロン助成や地域福祉推進支援事業など地域福祉活動への支援などに主に充当されています。

しかし、社会情勢の激変などにより会費や共同募金、寄附金などの収入減少が続いており、従前の地域福祉推進方策の見直しが必要になっています。また、国の指導に基づき平成29年度から「社会福祉充実計画（3.1億円を10年間で地域福祉に使う計画）」により事業を実施してきましたが、採算の悪化した介護福祉サービス事業の補填など、当初の想定以上に資産が減少する状況となっており、このまま推移すれば、4年間で社会福祉充実計画に充てる財源が枯渇し、計画終了となる見込みです。

今後は、地域福祉事業の内容精査などにより注力すべき事業の優先順位を設けると共に、地域福祉事業へ還元できる自主財源の確保のため、新たな収益事業の展開を模索する必要に迫られています。

第3章 今後の取組み

1 行動目標

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービス（公助）とともに、住民の参加・参画（互助・共助）による地域の福祉力の向上が必要です。

個々の住民の考え方や生活様式が多様化している中、それぞれの価値観が尊重され、その人らしく生きるためには、お互いを認めあう気持ちが根底にあることが大切です。まずは、

- ・高齢者や子育て世帯
- ・障がいのある方
- ・生活困窮
- ・生きづらさや生活のしづらさを抱えた人
- ・だれにも相談できないで孤立している人
- ・いくつもの課題を抱えた人や世帯

など、これらの福祉課題を抱える人や世帯も地域の仲間であり、我が事のように関心を持ち、「気づくこと」からはじめます。

みんなが幸せな社会を築くためには、地域住民、市、関係機関が助けあい支えあいの大切さを理解し、課題解決に向けて住民のできることとして支えあい、助けあいを「はじめる」ことを進めます。

その上で、住民が積極的に地域福祉の活動に参加、協力し継続する「つながり続けるまち」をめざします。

●計画の行動目標●

①気づく ～お互いの存在を認めあおう～

②はじめる ～地域での支えあい・助けあいを進めよう～

③つながる ～頼ったり頼られたりが当たり前の地域にしよう～

2 取組みについての考え方

人々のライフスタイルが多様化している中、地域の中で「気になる（＝支援が必要な）人」がいても、近所づきあいがいないために声をかけられなかったり、うまく支援につなげられなかったりすることが問題となっています。また、支援を必要としている側も、どこに発信すればよいのかわからず、一人で抱え込んでしまっている場合もあります。さらには、家族と同居していても孤立している人もいます。

このように、人々が抱える地域福祉に関する問題が多様化、複雑化、潜在化しており、行政や専門機関による支援のほかに、地域における問題解決力（地域福祉力）の向上が求められています。

地域福祉を進めるにあたって、一般的には社会福祉協議会は直接サービスを提供するのではなく、制度だけでは解決できない地域の生活課題に対して、地域住民が主体的に参画して課題解決できるような支援やきっかけづくりをしています。言い換えれば、社会福祉協議会は、地域住民の課題解決行動のために必要な土台となる環境（プラットフォーム）づくりを行い、住民の問題解決力を高めるとともに誰もが住みやすくするための地域福祉活動を促進する役割を担っています。

そこで、地域福祉に関する問題の解決に向け、行動目標である「気づく」「はじめる」「つながる」に基づき、「地域住民」、「地域全体」「丹波市社協」という3つの視点で、それぞれの役割分担のもと具体的に取組み続けることとします。

行動目標① 気づく ～お互いの存在を認めあおう～

【それぞれの役割】

地域住民	地域全体
●気になる人を見つけよう・声をかけよう 近所の人様子が普段と違ったり、元気がなかったりしていませんか？ 積極的に声かけしてお話してみましょう。	●人権など身近な話題の研修を開催しよう 人権、認知症、介護保険など、生活に身近な話題の研修を自治会や地区の事業計画に組み入れていきましょう。
●サロンや研修会等に積極的に参加しよう 地元で開催されているサロンの様子を見たことがありますか？	●個人情報適切に管理しよう 自治会や地区の中で、個人情報を適切に管理できるルールをつくりましょう。
●近所づきあいを活発にしよう お互いに顔を見せあう機会を意識して作りましょう。	●地域の中で相談窓口をつくろう 個人の生活の困りごとを気軽に相談でき、解決へ導けるような仕組みを自治会や地区の中でつくりましょう。
●おせっかい焼きな人になろう みんなを巻き込んで、複数の人に声をかけてみんなでおせっかいを焼こう！	●民生委員活動をみんなで支えよう 民生委員さんの名前と、その仕事を知っていますか？民生委員の仕事を理解し、サポートしていきましょう。
●住んでいる地域の5年後、10年後を考えよう どこでも高齢化と人口減少が進んできます。地域の未来をみんなで考えていきましょう。	
丹波市社協	
●【拡充】地域に出向き個人や地域の課題の共有 社協職員が、地域住民や団体等の困りごとなどをお伺いし、解決に向けて一緒に考えます。 ●【継続】出張福祉教室等研修事業を通じた啓発 地域に出向き、様々な話題を提供し一緒に考えます。 ●【継続】研修会の開催支援 研修会開催の計画立案の段階から一緒に考え、支援します。 ●【継続】民生委員と協働した相談支援体制強化 生活困窮者などの住民の立場に立った相談・支援者である民生委員とともに、地域の中で相談に乗り、解決に向けて一緒に動きます。	

行動目標② はじめる ～地域での支えあい・助けあいを進めよう～

【それぞれの役割】

地域住民	地域全体
●井戸端会議をしよう 地域の中で情報収集・共有ができる交流の場です。個人情報と人権、三密に気をつけながら井戸端会議をしましょう。	●井戸端会議ができる場所を提供しよう 井戸端会議の大切さを共有し、ひさしのある倉庫の軒先や個人宅の外スペースなど、ちょっとしたすを置いて地域の方がお話しできるような場所の整備をしましょう。
●自分の趣味や特技を地域で活かそう あなたが仕事や趣味で培われた特技は、困っている人を助ける武器にもなりえます。	●みんなが集まれる居場所をつくろう サロンまではいかなくても、短時間おしゃべりができる場所をたくさん作りましょう。
●ご近所との交流をより深めよう 高齢化が進んでいる今こそ、ご近所で意識して交流する機会を持ちましょう。	●気になる人に地域で関わろう サロンやいき百に参加しにくい男性が参加しやすくする工夫や、独居高齢者の見守りを地域を挙げて行うなど、子どもも含めた地域で考えていきましょう。
●防災意識を高めよう 家庭での備えはもちろんのこと、ご近所で災害が起きそうな場所をあらかじめチェックしておき、避難経路を確保しておきましょう。	●地域での話しあいの場をつくろう 地域で福祉や災害についての勉強会や、地域の中で心配な方への対応などを話しあうことのできる場をつくりましょう。
●地域の行事や活動に積極的に参加しよう 参加することで活動を盛り上げ、地域が活性化します。どんどん参加しましょう。	●住民が主体となり地域参加を進めよう 地域の立地や社会資源はさまざまです。それに伴い発生する生活課題をみんなで認識し、解決に向け動いていきましょう。
●地域の福祉学習に参加しよう 市や丹波市社協等が実施する講座等に積極的に参加し、地域での支えあいやこれからの地域づくりについて考えてみましょう。	●研修会や講座をはじめよう 市や丹波市社協等が実施する講座等に積極的に参加し、地域での支えあいやこれからの地域づくりについて考えてみましょう。
	●地域で福祉学習会やボランティア講座を開いてみよう 福祉委員が主体となり、自治会の事業計画の中に組み込んで企画し、丹波市社協といっしょに開催してみましょう。
	●援護が必要な人をみんなで把握しよう 近所（同じ隣保）に災害時の要援護者となる方が住んでいるか確認しておきましょう。

【それぞれの役割】

地域住民	地域全体
	●災害時の支援活動を地域で決めておこう どこで災害が起こったか、負傷した人はいないか即時に連絡がとれる体制をつくり、自治会や地区で支援活動の内容や順序を確認しておきましょう。
丹波市社協	
●【継続】コミュニティカフェやサロン等交流の場運営支援 ・コミュニティカフェ立ち上げの運営支援を行います。 ・サロン開催支援を継続して行います。 ●【新規】居場所マップづくりの支援（地区単位） 自治会のどこに居場所（おしゃべりできる場所）があるのかをマップとすることで、客観的に把握することができます。 ●【継続】住民の支えあい活動の運営支援 支えあい活動の必要性や活動内容、方法などを地域住民の方と一緒に考えます。 ●【継続】第2層（地区）支えあい推進会議設置・運営支援 地区に設置される支えあい推進会議の円滑な運営を支援します。 ●【拡充】福祉委員の役割強化 地域の支えあいが進むよう、自治会単位で委嘱されている福祉委員の活動を充実します。 ●【新規】福祉大会の開催 情報提供・啓発の場となる福祉大会を毎年開催し、地域の様々な取組みを啓発していきます。 ●【継続】ボランティアの支援・養成 ・地域や個別支援の実情から、様々なボランティア講座を計画します。 ・趣味や特技を生かした活動ができるよう支援します。 ●【継続】ボランティア情報の発信と講座の開催 「こんな活動をしてほしい」という需要を積極的に募集し、ボランティア活動につなげます。 ●【新規】研修・講座動画の制作・活用及び参加型研修の実施 ・研修やボランティア講座などをネット経由で気軽に見られる動画を制作します。 ・助けあい体験ゲームなど参加型の研修を開催していきます。	

コラム サロン

喜多いいきいきサロン

毎回ボランティアさんが手作りの料理を振る舞い、コロナ禍ではお弁当を配達され喜多地区の高齢者が孤独にならないよう取り組んでいます。

食事の後には囲碁ボールなどレクで遊んだり、講師を招いたりしています。



【サロンの様子】

もみじサロン

もみじサロン（青垣町松倉）は、子どもから高齢者まで、にぎやかな楽しい1日を過ごしています。季節にあわせた行事（七夕・クリスマス等）を行うことで多世代の間でつながりが生まれています。



【サロンの様子】

行動目標③ つながる ～頼ったり頼られたりが当たり前の地域にしよう～

【それぞれの役割】

地域住民	地域全体
●趣味や好きなことを介して地域とつながろう 家族や友人らと一緒に参加し、友人をつくりましょう。	●地元の社会福祉法人に相談しよう 社会福祉施設や認定こども園など、社会福祉法人の建物や設備、人材を活用して地域の課題解決に取り組みましょう。
●情報を幅広く集めよう 地域や世間の状況に常にアンテナを立て、様々な情報を集めましょう。	●地域の行事を企業や団体と連携して行おう 地元の企業や団体、社会福祉法人に声をかけ、地域の行事に協力してもらい一緒に連携して実施しましょう。
	●地域の情報を発信し情報交換しよう 他地域の人々はあなたの地域の取り組みを知りたいと思っています。広報紙やホームページなどで、あなたの地域情報を積極的に発信していきましょう。
丹波市社協	
●【拡充】地域住民と専門職の連携を深める 丹波市社協が仲介役となりコーディネートを行い、福祉専門職が身近な地域の中に入れるようにします。 ●【新規】多職種が連携した専門チームの体制づくり 地域での福祉学習や話しあいの場にチームで参加することで知識の幅が増えたり課題の共有が図れます。丹波市社協が中心となってチーム体制づくりを進めます。 ●【新規】企業等と協働した新たな福祉サービスの検討 いろいろな事業所が少しずつ役割分担し、協力することでより価値のあるサービスを考えることができます。丹波市社協が仲介役となり必要な事業所の協力を得ながら、新たなサービスの検討を行います。	

3 行動目標がめざす姿

丹波市社協は、これらの行動目標の実現に取り組むことによって、以下のような丹波市の姿をめざします。

- 全ての人が助ける側・助けってもらう側と分け隔てせず、お互いを尊重しあい、笑顔で思いやり助けあう地域の中で、心地よい生活を送っています。
- 地域は自らの課題解決に向けて助けあい、解決に導ける地域になっています。
- 丹波市社協は、地域の中にあって地域と地域住民をサポートする役割を行っています。
- 丹波市は、10年20年先を見て、住民が笑顔で幸せに暮らし続けるための体制をつくり、関係団体との役割分担のなかで地域をサポートしています。
- 人口減少が進んでいく中にあっても人権が尊重され、規模的にはコンパクトながら生活上の幸せを感じられるまちになっています。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「丹波市地域福祉計画」と一体的に行い、「丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画評価・検証委員会」において、計画及び施策の進捗状況等について、本計画の推進に関する評価・検証を行います。

資料編

1 諮問書

諮問第 15 号

丹波市地域福祉計画推進協議会

第 3 期丹波市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法第 107 条（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に規定する行政計画の「地域福祉計画」は、丹波市総合計画の部門別計画として位置づけられ、地域福祉を推進するための「理念」や「仕組み」等を明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関して共通して取り組むべき事項等を盛り込む計画となります。

現行の計画は、法第 109 条の規定に基づき地域福祉を推進する団体として設置する社会福祉協議会が、実践的な活動計画として策定する「地域福祉推進計画」と一体的なものとしています。

それぞれの計画は合併以降、個別に策定されてきましたが、その役割は異なるものの地域福祉の推進を図るという目的は同じであるため、第 2 期計画（H27. 11 策定）から一体的に策定し、計画の名称も「丹波市地域福祉活動促進計画」としているところです。

今回、この計画が令和 2 年 3 月末をもって 5 年間の計画期間が満了するため、引き続き策定を進めることといたします。

なお、平成 29 年 6 月の法改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、これまで計画の策定が「任意」であったものが「努力義務化」されたことに加え、福祉の分野別計画の上位計画として位置づけられたこと、また、少子高齢化や人口減少等という大きな社会現象を背景に、住民が暮らしていくうえで様々な分野にまたがる課題が多様で複雑化、また複合化している現状を受け、住民等が地域の生活課題を把握し、支援する関係機関とともに連携しながら解決を図っていくことについても規定されたところです。

つきましては、丹波市に暮らす多くの住民等がつながりの中で互いに支えあい、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを生涯続けられる地域共生社会を実現するため、必要な施策の方向性等を盛り込んだ第 3 期丹波市地域福祉計画を定めたいので、丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例（平成 30 年丹波市条例第 62 号）第 2 条の規定により諮問します。

令和 2 年 2 月 14 日

丹波市長 谷口 進一



2 答申書

3 丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日

条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、

意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。

5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

4 丹波市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

【敬称略】

区分	所属団体等名	氏名
識見を有する者(条例第3条第2項第1号)	関西福祉大学（社会福祉学部）	谷口 泰司
	兵庫県司法書士会	松尾 信幸
関係行政機関(条例第3条第2項第2号)	丹波健康福祉事務所	逢坂 悟郎
	ハローワーク柏原	藤井 直哉（令和2年3月まで）
		山本 伸雄（令和2年4月から）
福祉団体等の代表者 (条例第3条第2項第3号)	丹波市民生委員児童委員連合会	開田 昇
	丹波市社会福祉協議会	長井 克己
	丹波市社会福祉法人連絡協議会	澤村 安由里
	みつみ生活サポートセンター	中川 優一
	丹波市身体障害者福祉協議会	森島 美幸
	丹波どんぐり食堂（移動式子ども食堂）	足立 美樹
	丹波市保育協会	臼井 眞奈実（令和2年3月まで）
		山口 洋子（令和2年4月から）
	丹波市老人クラブ連合会	中辻 剛（令和2年3月まで）
		堂本 喜代和（令和2年4月から）
地域住民の関係者 (条例第3条第2項第4号)	丹波市自治会長会	大野 亮祐
	新井自治協議会	田中 義人
公募による市民(条例第3条第2項第5号)		八尾 由江
		余田 弘子
その他市長が必要と認める者(条例第3条第2項第6号)	丹波市人権・同和教育協議会	大西 誠
	丹波市学校長会（中央小学校）	西田 隆之